

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

平成 27 年度第 2 回総合教育会議について

資料 1 平成 27 年度第 2 回総合教育会議開催状況について

資料 2 川崎市教育大綱

参考資料（総合教育会議配布資料）

- 1 次第
- 2 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書等について
- 3 平成 27 年度川崎市立小学校学習状況調査
- 4 川崎市立小中学校の学校図書館における学校司書について

平成 27 年 11 月 6 日

総 務 局

平成27年度 第2回総合教育会議 開催状況

- 1 日 時 平成27年10月29日(金) 13:30～14:54
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2会議室
- 3 参加者 福田紀彦 市長
 峪 正 人 教育委員長
 吉崎 静 夫 教育委員長職務代理者
 高橋 陽 子 教育委員
 中本 賢 教育委員
 濱谷 由美子 教育委員
 渡邊 直 美 教育長
- 4 傍聴者数 17人 報道3社

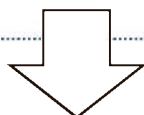


5 協議・調整事項

(1) 大綱の策定について

主な意見

- ・中学生死亡事件は、忘れてはならない大事な問題であり、多様な対応が求められている。(峪委員長)
- ・教育プランと大綱が別のもにならない方がよい。(吉崎委員)
- ・基本政策1～8の中に中学生死亡事件の件も盛り込まれている部分もあるが、この事件の重要性を考えると特出しすることで、私たちの姿勢をはっきりさせるものである。(渡邊教育長)
- ・教育委員会と市長部局との「連携」は重要であるが、実際に運用としては難しいものであり、この大綱に特出しで明記することは、より強固な連携に向けて打ち出すことは重要である。(高橋委員)
- ・再発防止に向けた庁内検討をする「川崎市こども施策庁内推進本部会議」を11月10日に立ち上げ、個別の実行計画の策定に向けて言葉だけの「連携」ではなく、まさに庁内の連携をしっかりと行っていく。(福田市長)
- ・「神奈川県警察本部との協定」の締結がされ、協定では、携帯電話、インターネット等のトラブルを明文化したこと。また、「安全な生活」の文言を加えたことで、今回の事件の再発防止に向けた強い決意を示した。(渡邊教育長)
- ・大綱は、基本的方向性、方針を定めるものであり、詳細な個別事業の計画を記載するものではないこと。また、学校図書館に関しては教育プランの基本政策2に盛り込まれていると考えている。(渡邊教育長)
- ・教育プラン第1期実施計画「基本政策2 豊かな心の育成」に「読書のまちかわさき推進事業」として学校図書館の充実に関する計画が盛り込まれており、しっかり充実していくこと。(高橋委員)
- ・大綱は、大元の骨子となるものであり、教育プランを基本にすることとしており、実際の詳細な事業は教育プランの中に網羅されているので、大綱は大きく捉えるべきだと思う。(濱谷委員)
- ・学校図書館の整備・充実は大変重要なことであり、総合教育会議の協議調整事項として協議をする必要があること。(渡邊教育長)



全員一致で原案を了承し大綱とすることとした。

(2) 教育課題について

協議1 「児童生徒の学習状況等」について

主な意見

- ・ これまでも習熟度に併せた授業の取組などから、授業がわかることが、自尊感情が高め、生活態度も変わってくるという良いサイクルなるということが、調査からあきらかになってきている。(福田市長)
- ・ 全国の調査から見てもいい傾向にあると思う。今後、わからない児童への支援策が課題であり、更なる努力が必要である。(吉崎委員)
- ・ 地域と学校のつながりでは、釧路で行われていた地域先生が教科の授業(算数・数学、理科等)で指導することで、学習することの意味(有用性)に効果があると感じた。試験のためだけでなく、何故勉強するのか、将来にどう生かせるのか、教育プランの基本政策1「キャリア、生き方等」につながるものである。地域と学校が協力していく寺子屋事業を今後も拡大し推進していく必要がある。(吉崎委員)
- ・ 子どもにとってすべてが学ぶ場である。学校で学ぶことが、生活や地域に結びついている意識が持てる取組が大切である。(濱谷委員)
- ・ 平均正答率ばかりが目立つが、分布をしっかりと見ることが重要であり、下位の子どもたちの底上げが大切である。(渡邊教育長)
- ・ アンケートのパーセントを見ると「わからない」という数字は低いですが、人数に直すとかなりの数となる。一人ひとりのニーズを大切にするという教育プランの計画からどう対応していくのが重要である。(高橋委員)
- ・ 点数評価ができない自尊感情の高まりは評価すべきことである。自分の良いところや地域、友達の良いところに気がつく等、基礎となる大前提として自尊感情は大切である。これは日頃先生一人ひとりの子どもたちへの心がけや声かけができていからこそだと思う。この結果を子どもたちだけでなく、がんばった先生にもこの結果を伝えたい。(中本委員)
- ・ 活用問題がよいのは川崎の特徴であり、そのような授業の取組結果だと思う。また、平均点よりも自尊感情を大切にしていることは非常に重要で、本市は一人ひとりの学びの質を考えている。子どもたちの心に入っていき学習指導を具体的に研修していかなければならない。(峪委員長)
- ・ 分布の下位の子どもたちの学習の復習の相関関係があるだろう。学校だけでなく学習習慣を違う側面からも考える必要があり、他部局との連携が重要となってくる。(福田市長)
- ・ 子どもを真ん中に据えて保護者の家庭の教育力を高め、地域の方々や企業等との協力等を通して、課題共有をしていくことが必要である。(高橋委員)

協議2「学校図書館の充実」について

主な意見

- ・「学校図書館にいかにかに人がいる環境をつくるか」を工夫して速やかに整備をして、子どもたちの読書活動に資することが大事と考えている。(渡邊教育長)
- ・図書館に人がいて、子どもたちの調べ学習の支援をすることは大事であるが、学校は様々な課題を抱えており、学校司書の機能に加え、児童生徒指導等ができる多機能が望まれているのではないかと。(畷委員長)
- ・教育プランでも掲げられており、大変重要な課題と考える。しかし、現在、発達障害等、特別に支援が必要な児童の課題も多く、個別指導が必要となっている。その点も学校側の希望を尊重していきたい。(高橋委員)
- ・学校には、困っていることや課題が多く、それぞれ専門職を配置することは誰もが望んでいることである。最近では、活字離れであり、小さいころから本に馴染んでいればこそ、本を開こうとする。心も豊かになるし、いろんな意味で大事である。(濱谷委員)
- ・現実を考えると現在の計画がよい。図書委員などを通じて他の子どもたちに働きかけることが重要であり、学校図書館をしっかりと整備しないと活字文化が衰えると考え。情報センター機能を持たせる必要がある。第1段階では、全校に配置できる体制をつくることよい。(吉崎委員)
- ・最終的には、学校司書を非常勤として配置し、学校教育に資する働きが望ましいと考えているが、将来、非常勤化ができる際には、司書資格だけでなく教員免許を持つ人材を配置するなど多様な対応ができるようにしたい。(渡邊教育長)
- ・学校図書館の充実や司書の役割の重要性は皆さん一致しているところである。一方で財政的なことや学校現場の実情などを考えると一足飛びということにはなりづらい。(福田市長)

川崎市教育大綱

平成 27 (2015) 年 10 月

川崎市長 福田紀彦

1 大綱策定の趣旨

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき地方公共団体の長が、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

2 大綱の基本的な考え方

川崎市教育委員会は、今後概ね 10 年間の教育の指針となる基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」及び基本目標「自主・自立」「共生・協働」と、それらを具現化する取り組みを示した実施計画からなる「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

策定にあたっては、市民代表、学識経験者、教職員代表等の意見を基に検討を重ね、平成 27 年 1 月にはパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映してきました。

こうした経緯を踏まえ、「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」の 8 つの基本政策を「川崎市教育大綱」の基本とすることにしました。

しかしながら、平成 27 年 2 月に本市で起きた中学生死亡事件は、社会的にもその影響は計り知れず、二度とこのような事件が起こらないための方策を教育委員会や学校はもちろんのこと、全市一体となった体制でしっかりと取り組んで行く必要があります。

今回の事件を受け、市長部局に設置した、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」から平成 27 年 8 月に提出された「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」には、教育委員会が設置した「教育委員会検証委員会」による報告書の内容も取り込んでいるため、「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」の 8 つの基本政策と中学生死亡事件に係る庁内対策会議の報告を踏まえた対応策をもって「川崎市教育大綱」とすることとしました。

《参考》

「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」

【基本理念】

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

【基本目標】

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるように、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。

4 基本政策等

基本政策 1 人間としての在り方生き方の軸をつくる

日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践がすべての学校で求められています。

本市ではこれを「キャリア在り方生き方教育」として、学校教育の重点施策として位置づけ、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。

基本政策 2 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

義務教育 9 年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。

また、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習・

生活の基礎となる力でもあります。一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

基本政策3 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約」の批准やいわゆる「障害者差別解消法」の制定等により、大きく変わろうとしています。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築の具体的な取組を検討する必要があります。

また、本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。

そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していきます。

基本政策 4 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたち自身に自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒の安全を確保します。

また、計画的に学校施設の再生整備や予防保全、トイレの快適化、バリアフリー化、防災組織の強化や児童生徒の増加対策を行い、良好な教育環境づくりを進めます。

基本政策 5 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校が自主的、自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高められるよう、学校を支援していきます。

また、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の能力や資質を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

基本政策 6 家庭・地域の教育力を高める

いじめや不登校、青少年による犯罪などの子どもを取り巻く問題、

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、少子化や核家族化、都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、地域や家庭における「教育力」の向上が課題となっています。さらには、こうした問題が、子どもたちの学力や体力、自尊感情やコミュニケーション能力の低下、若者の引きこもり等の課題にも影響していると言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

そのためには、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となります。各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として主体的に活動して行く力を培うための環境の醸成に取り組んでいきます。

基本政策7 いきいきと学び、活動するための環境づくり

活力ある豊かな地域をつくるために、市民同士や、団体同士をつなげ、地縁のみならず「知縁＝学びによるつながり」による新たな絆、コミュニティを創造していくとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みを構築していく必要があります。

市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を活かして主体的に活動することができるように、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組んでいきます。

基本政策 8 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

本市には、市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）をはじめ、多くの文化財があります。

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

教育委員会所管施設である「日本民家園」及び「かわさき宙と緑の科学館」では、市民・こども局所管施設である「市民ミュージアム」及び「岡本太郎美術館」、その他関連施設と相互に連携しながら、各施設の特長や専門性の充実を図るとともに、学校・地域等との連携等により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

中学生死亡事件を受けて

中学生死亡事件に係る庁内対策会議の報告を踏まえた対応として、子どもに関する施策(子どもの居場所に関する取組、不登校施策、情報モラル教育、児童生徒指導体制の見直し、保護者・地域との連携、子どもの相談窓口の周知・啓発、警察や関係機関相互の連携等)の取組強化を図るとともに、本市の教育・福祉・保健分野の連携をより一層強め、次世代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も生まない環境を整えます。



KAWASAKI CITY

平成27年度 第2回川崎市総合教育会議 次第

日時：平成27年10月29日（木）午後1時30分～

場所：川崎市役所第3庁舎第1・2会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議・調整事項

(1) 大綱の策定について

(2) 教育課題について

(3) その他

4 閉会

配布資料

資料1 川崎市教育大綱（案）

資料2 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書等について

資料3 平成27年度川崎市立小学校学習状況調査

資料4 川崎市立小中学校の学校図書館における学校司書について

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定について

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的として協定を締結しました。

締結日 平成 27 年 10 月 16 日（金）

その他 ○県内市町村と県警の協定締結は川崎市で 31 例目
（葉山町 大磯町が未締結）

○川崎市との協定で連携機関が相互に提供する情報として「児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案」を明文化

○平成 26 年度県内の情報提供数は学校側から 135 件 県警側から 156 件

協定書（抜粋）

情報提供する事案

第 4 条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

（1） 警察から教育委員会に提供する事案

ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案

イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

（2） 教育委員会から警察へ提供する事案

ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案

ウ 児童虐待に関する事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部は、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための相互連携（以下「連携」といいます。）について、次のとおり協定を締結します。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒の指導を行う上で、真に連携が必要な場合に、相互に情報提供するものとします。

（目的）

第1条 この協定は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とします。

（連携機関）

第2条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」といいます。）は、次に掲げるものとします。

- (1) 川崎市教育委員会及び川崎市教育委員会が所管する川崎市立学校（以下「教育委員会」といいます。）
- (2) 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」といいます。）

（連携の内容）

第3条 連携機関は、相互に児童生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に努めます。

（情報提供する事案）

第4条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

- (1) 警察から教育委員会に提供する事案
 - ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案
 - エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
 - オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案
- (2) 教育委員会から警察へ提供する事案
 - ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案
 - イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案
 - ウ 児童虐待に関する事案
 - エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
 - オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

（相互に情報提供する内容）

第5条 教育委員会と警察が相互に提供する情報は、次の内容とします。

- (1) 警察から教育委員会へ提供する内容
 - ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容
- (2) 教育委員会から警察へ提供する内容
 - ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容、現在までの学校の対応
 - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者への連絡）に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第6条 連携のための相互の情報提供は、教育委員会もしくは学校長、又は学校長が指定する者及び警察署長又は警察署長が指定する者が書面をもって行います。ただし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じるおそれがあるときには情報提供した後、書面をもって行います。

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、相互に情報提供した内容について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 秘密の保持を徹底します。
- (2) 相互に情報提供した書面の保存期間は1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)とし、保存期限を過ぎたものは確実に廃棄します。
- (3) 相互に情報提供した内容は、この協定の目的以外に利用したり、連携機関以外の者に提供したりしません。

(連携機関の責務)

第8条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めます。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期します。
- (2) 児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講じます。
- (3) 警察は、提供された情報を犯罪捜査に利用しません。
- (4) 教育委員会は、提供された情報を児童生徒の健全育成の目的以外に利用しません。
- (5) 教育委員会は、情報提供するに当たっては、保護者と連携して児童生徒の指導を積み重ねた上で行います。

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができます。

(施行)

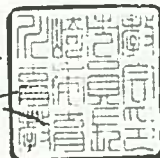
第11条 この協定は、平成27年11月1日から施行します。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、川崎市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有します。

平成27年10月16日

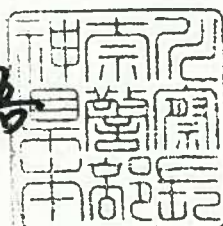
川崎市教育委員会

教育長 渡邊直美



神奈川県警察

本部長 島根悟



一人ひとりの子どもを 大切にする学校をめざして 〔Ⅷ〕

～子どもたちの登校を支えるために～



平成27年10月
川崎市教育委員会

はじめに

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」と文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以降、問題行動等調査と記します）において定義されており、年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子どもの数を調査では計上することになっています。

不登校の背景には、友人や教員との関係、学習面や生活面等の学校における状況、本人の内面や保護者との関係等の本人や家庭での状況、さらにそれらが複雑に絡み合うなど様々な要因があり、一人一人の子供の置かれた状況に寄り添った支援が求められています。

本市立小・中学校における不登校児童生徒数は、年度によって微増減はあるものの、毎年1,200人を超えています。このことが大きな教育課題であることは、本市教職員が共通に認識しているところであると考えています。

国立教育政策研究所の研究では、中学校1年の不登校生徒の約半数は、小学校4年～6年時に「欠席が多かった児童」または「欠席は多くないが、遅刻・早退や保健室等への登校を経験していた児童」に該当するということについて論じています。また小学校で欠席や遅刻早退が目立たなかった児童が、中1になっていきなり「不登校」になる割合は20%～25%にとどまることも指摘しています。さらに、欠席理由について、「不登校」以外の「病気」「その他」等を理由とした欠席についても、次年度以降の欠席に影響してくることも言及しています。こうしたことから、児童生徒が長期間登校できなくなることを防ぐために、欠席理由の如何に関わらず欠席日数の多い児童生徒や遅刻早退の回数等の多い児童生徒に対して、何らかの兆候がみられた早い段階から学校が保護者と協働するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、その背景にある要因の改善を図り、登校を支えるための有効な手立てを講じていくことが求められています。

平成27年2月に本市立中学校1年生が長期休業後に突然登校しなくなり、事件に巻き込まれ、尊い命を失うという非常に痛ましい出来事がありました。このようなことが二度とあってはなりません。児童生徒が突然続けて登校しなくなった場合には、児童虐待を含め、事件や事故に巻き込まれる可能性など、児童生徒の身に危険が及ぶという事態を想定し、何よりも児童生徒本人や保護者と直接会い、本人の置かれている状況を理解することが重要です。そのためには、学校だけでなく教育委員会をはじめ、関係機関と迅速かつ適切に連携しながら、児童生徒の安全確保に努めなければなりません。

欠席が長期化しそうな児童生徒の登校を支えるため、長期化している児童生徒の学校への復帰のため、その先の進路や将来の社会的な自立のため、そして児童生徒の安全な生活を支えるためには、学校の対応だけではすべてを解決することは困難です。しかしながら、児童生徒の内面に寄り添った、学校としての主体的かつ積極的な働きかけは必要不可欠です。こうしたことについて改めて認識を高め、一人一人の子供を大切にしたいと登校支援に向けて、本冊子を有効に活用していただきたいと思います。

一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして 〔Ⅷ〕

～ 子どもたちの登校を支えるために ～

も く じ

I	児童生徒の登校を支える魅力ある学校づくり ……………	1
	1 一人一人の「居場所」となるための「集団づくり」を学校全体で	
	2 一人一人を大切にする「わかる授業づくり」を学校全体で	
II	あらためて不登校問題を考えよう ……………	2
	1 不登校とは	
	2 本市における不登校の状況	
	3 あらためて不登校について考える	
III	不登校以外の長期欠席について考えよう ……………	3
	1 不登校とそれ以外の長期欠席	
	2 長期欠席の可能性があるすべての児童生徒を支える	
	3 出現率から長期欠席をみてみると	
	4 小中で一貫した温かな登校支援を	
IV	登校支援を必要とする児童生徒とは ……………	5
	1 学校での様々な状況を把握しましょう	
	2 学習状況を把握しましょう	
	3 家庭での状況を把握しましょう	
	4 欠席日数だけでなく遅刻・早退の日数等を把握しましょう	
	5 登校支援を必要とする児童生徒	
V	欠席が長期に及ぶことを未然に防ぐために ……………	9
	1 学校全体で児童生徒の登校を支えましょう	
	2 登校支援対象者への対応	
	3 登校支援対象者以外の欠席者への対応	
VI	緊急支援を要する場合 ……………	12
	1 緊急支援の目指すもの	
	2 躊躇せず関係機関と連携を	
	3 緊急支援チームでの対応を	
	4 緊急支援後の継続支援を	
	5 緊急事態になる前に	
VII	欠席が長期化したときに ……………	14
	1 子供たちの自立支援	
	2 欠席が長期化する理由 ～不登校経験者の声から～	
	3 学校復帰・社会復帰にむけて	

Ⅷ 計画的な教育相談のすすめ	17
1 計画的な教育相談の実施を	
2 保護者との良好な関係づくり	
Ⅸ 家庭とともに児童生徒の登校を支えるために	18
1 年度当初に保護者との個別面談の機会を	
2 臨時に行う家庭訪問や個人面談	
○児童生徒が長期間欠席する前に.....	19
○欠席状況による登校支援のすすめ方のまとめ.....	20

資料編

1 魅力ある学校づくりをすすめるために	22
・魅力ある学校づくりのための項目例	
・小学校編 - 児童・保護者の思いを理解するために -	
・中学校編 - 生徒・保護者の思いを理解するために -	
・高等学校編 - 生徒・保護者の思いを理解するために -	
2 児童生徒の状況を把握しましょう	27
・すべての児童生徒にとって観察が必要な項目例	
・児童生徒の登校を支えるために引き継ぎを要する情報例	
・登校を支えるための児童生徒の観察項目例	
3 登校支援対象者が続けて休み始めたときに	29
4 緊急支援の判断を的確に	30
・緊急度を判断する項目例	
5 欠席が長期化している児童生徒への支援	31
・欠席が長期化している児童生徒への配慮を要する項目例 1	
・欠席が長期化している児童生徒への配慮を要する項目例 2	
・中学校卒業後の進路選択に向けて児童生徒や保護者に提供する情報例	
6 教育相談で児童生徒や保護者の思いに寄り添う	33
・教育相談を効果的に進めるための項目例	
・円滑に相談をすすめるための言葉かけの例	
○児童生徒の登校支援に関する相談機関等.....	35
○学校以外の「居場所」「学びの場」等	37
○参考文献・刊行物.....	37

すべての児童生徒が「絆」を感じ取ることができる 心の「居場所」としての魅力ある学校づくりを

国立教育政策研究所は、すべての児童生徒が「学校に来るのが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」が、不登校の未然防止にとって重要であり、その中心が「集団づくり」や「授業づくり」であると指摘しています。

また、教師が主導して学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、児童生徒自らが日々の授業や行事等において「絆」を感じ取り、相互のつながりを主体的に深めていく「絆づくり」との、それぞれの重要性を教職員が十分認識した上で、「絆づくり」を見据えた「集団づくり」や「授業づくり」を進めることが、すべての児童生徒の「居場所づくり」にとって大切であるとしています。

国立教育政策研究所「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q&A」及び「生徒指導リーフ」より一部引用

1 一人一人の「居場所」となるための「集団づくり」を学校全体で

児童生徒指導をすすめていく上で、その**基盤となるのは児童生徒理解の深化**を図ることです。能力・適性・興味・関心等、さら生育環境や将来の進路希望も異なる、児童生徒一人一人について多面的・総合的に理解していくことが重要です。学級担任の日頃からのふれあいに基づくきめ細かい観察や面接に加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問などによるものを含めて広い視野から児童生徒理解を行うことが大切です。児童生徒理解は一人一人の児童生徒を客観的に認識することが第一歩であり、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、敏感に感じ取ろうとする姿勢が「居場所づくり」につながります。学級や学校がすべての児童生徒にとって落ち着ける「居場所」となるための「絆づくり」を見据えた「集団づくり」に向けて、すべての**教職員が児童生徒一人一人の内面に寄り添った温かみのある児童生徒指導**を推進しましょう。

文部科学省「生徒指導提要」より一部引用

2 一人一人を大切に「わかる授業づくり」を学校全体で

学習内容が難しすぎたり、学習進度についていけなかつたりして学習面で十分に能力を発揮できない児童生徒の中には、毎日の授業が苦痛となり、様々な問題行動に向かうケースや学習への意欲や自信を失い、不登校に陥るケースもあります。

一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、以下の例に示すような一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた**創意工夫ある学習指導**が求められています。

- 一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題や学び方について自ら選択する場を工夫した指導
- 一人一人のよさや興味関心を生かした指導、児童生徒が互いの考えを交流し互いのよさに学びあう場を工夫した指導

児童生徒が「わかった」と実感することで、自尊感情を高め、次の学習への期待感を高められるような**「わかる授業づくり」**をすすめましょう。

文部科学省「生徒指導提要」より一部引用

II

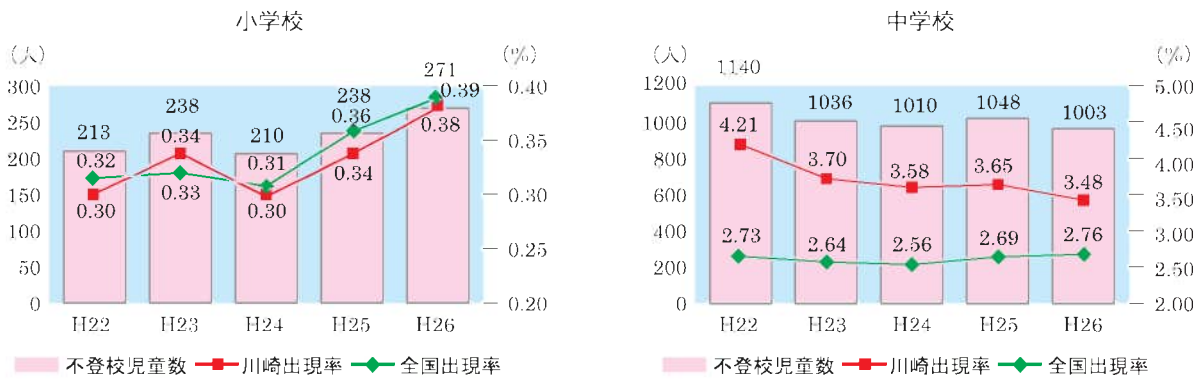
あらためて不登校問題を考えよう

1 不登校とは

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」と文部科学省の問題行動等調査において定義されており、年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子童生徒数を計上しています。

2 本市における不登校の状況

平成26年度の本市における不登校児童生徒数は図1に示すように、小学校は271人（前年度238人）で、前年度と比較して増加がみられました。中学校は1,003人（前年度1,048人）で、前年度と比較して減少がみられましたが、不登校児童生徒出現率を全国平均と比較すると、大きく上回っています。本市において不登校問題が大きな教育課題であることは明らかです。



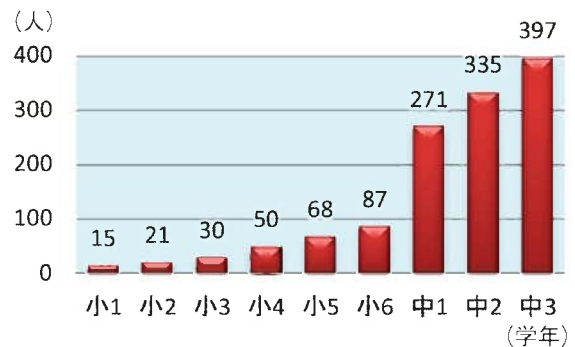
【図1】本市における不登校児童生徒数と出現率の推移（平成22年度から平成26年度まで）

3 あらためて不登校について考える

不登校というと、ほとんど登校していない状態を連想しがちですが、例えば月に平均して3日程度欠席すると、1年間で30日程度の累積日数となり、不登校児童生徒数として調査に計上されます。したがって、月に3日程度の欠席をした児童生徒は何らかの理由で登校に困難を抱えている、または、その可能性があるとの認識をもち、学校は一人一人の置かれている状況を十分に把握するよう努め、児童生徒の登校を支えるための積極的な働きかけを行う必要があります。

小学校と中学校の環境の違いが生み出す、いわゆる「中1ギャップ」と言われる現象の中に不登校数の急激な増加も含まれており、その傾向は図2からも明らかです。さらに中学1年から2年においても大きく増加していることを注視する必要があります。

一方、多くの問題が顕在化するの**は中学校段階からだと**しても、**実は小学校段階から問題が始まっている**場合が少なくないことを、国立教育政策研究所は指摘しています。



【図2】平成26年度本市における学年別不登校児童生徒数

Ⅲ

不登校以外の長期欠席について考えよう

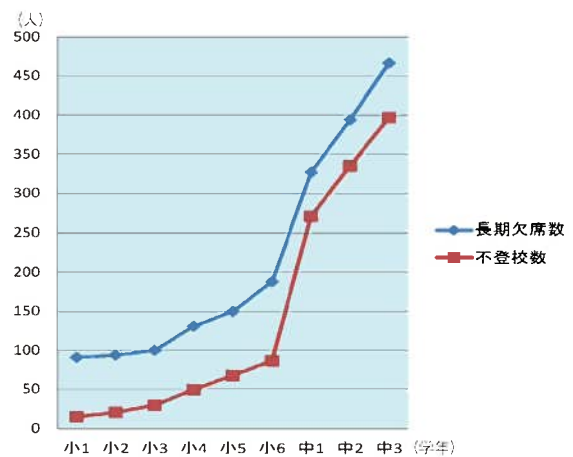
1 不登校とそれ以外の長期欠席

平成 26 年度の川崎市の不登校児童生徒数は 1,274 人ですが、不登校を含めた長期欠席者の総数は 1,942 人であり、668 人が不登校以外の「病気」や「その他」の理由で学校を長期間欠席しています。もちろん、長期欠席者の中には、病気等で長期療養を必要としている児童生徒も含まれています。図 3 は不登校児童生徒数と長期欠席者全体のグラフを重ねたものです。長期欠席者のグラフをみると、小学 1 年から 100 人近くの長期欠席者がいて 5 年では 150 人に達していることがわかります。また、不登校のグラフにみられる、いわゆる「中 1 ギャップ」よりも幾分傾斜が緩やかになっていることがわかります。

このことは、「不登校」以外の理由の長期間欠席者の欠席理由が次第に「不登校」に移行している顕れとして、捉えることができます。

不登校の事例には、小学校で「腹痛」や「体調不良」を理由に休み始めた児童生徒の欠席日数が断続的に増加し、やがて欠席理由が曖昧になり欠席が継続的になっていくものが多くみられます。

実際に児童生徒に身体的症状がでることもあり、保護者も児童生徒本人の内面を察しかねて、学校や関係機関への相談を躊躇し、支援の手だてが遅れてしまうことにつながります。



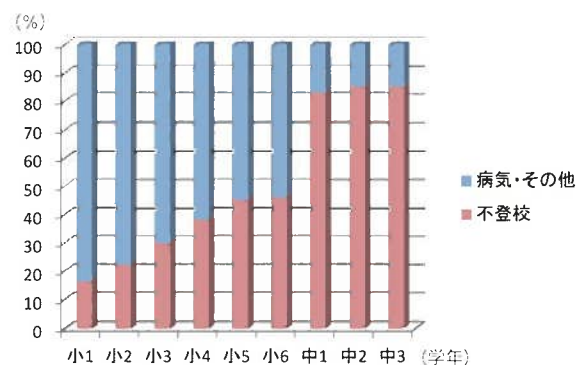
【図 3】平成 26 年度 本市における学年別長期欠席及び不登校児童生徒数の比較

2 長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒を支える

国立教育政策研究所の研究では、長期欠席の「不登校」以外に分類される「病気」「その他」等を理由とする欠席や、保健室登校等の別室登校の状況が、次年度以降の児童生徒の長期欠席に影響してくることを指摘しています。さらに小学校での欠席の状況が中学校での欠席に影響を及ぼすことについても言及しています。本市においては図 4 のように長期欠席理由別の「不登校」の占める割合は学年ごとに大きく異なっています。また、学年が上がるにつれ、不登校として認識していなかった児童生徒を、不登校として認識するようになる傾向がみられます。

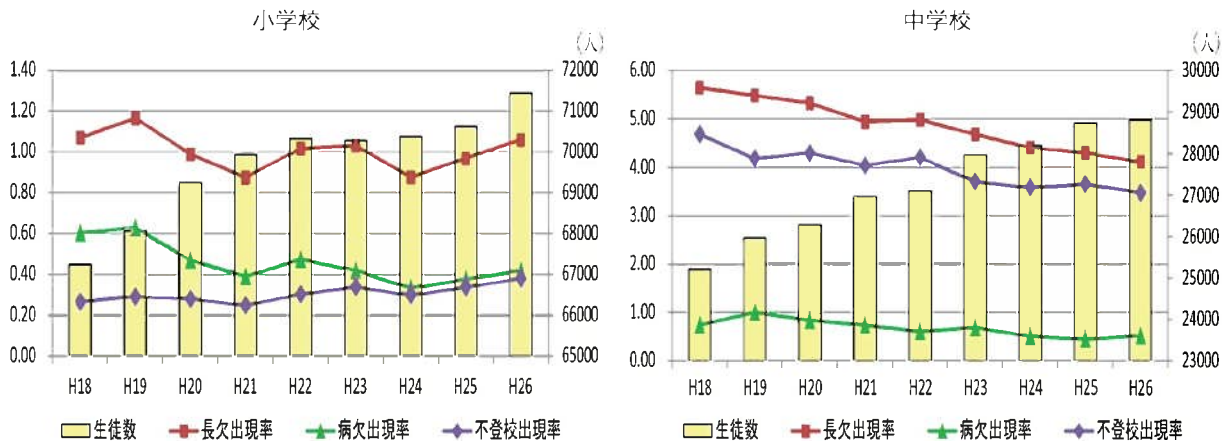
平成 26 年度の問題行動等調査では、不登校状態から学校に復帰した児童生徒は全国で 38,740 人で、新たに不登校になった人数は全国で 64,582 人でした。このことは長期間登校できなかった児童生徒が学校に復帰することの困難さを物語っています。

長期間の欠席が児童生徒の進路や将来の社会的な自立に影響を及ぼすことについて、教師が今一度十分に認識を深めたうえで、**長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒の登校を支えていく**必要があります。



【図 4】平成 26 年度 本市における学年別長期欠席者の理由別の割合

3 出現率から長期欠席をみてみると



※ 出現率は100人当たりの出現数を示しています。

【図5】過去9年間の本市における長期欠席・病欠欠席・不登校の出現率の推移

図5は、近年の本市における長期欠席児童生徒の状況を出現率で表したものです。

小学校においては、過去9年間でみると、長期欠席児童の出現率は年度によってばらつきがあるものの100人中1人前後で推移しています。さらに詳しく見てみると、**不登校児童の出現率と病欠による長期欠席児童の出現率の差が縮まっている**ことが伺えます。これは、学校が今まで長期欠席の理由を病欠として捉えていたものを、不登校として認識し登校支援につなげている顕れとして考えることができます。前ページまでにも示してきましたが、不登校問題を考えるとき、学校は、長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒への対応という包括的な視点を持ち、欠席理由に関わらず、個々の状況にあった適切なケアを行っていく必要があります。これまでは、腹痛や頭痛を理由に断続的に欠席している児童を「病欠」として扱うのみで、欠席を重ねる児童に対して十分な対応が図られていないケースもあったのではないのでしょうか。体調不良を理由に欠席を重ねてしまっている児童に対しても、その背景を探り、家庭や関係機関とも連携を図りながら、体調不良を引き起こしてしまっている原因に目を向けた丁寧な対応が大切になります。そうした認識をもとにした取組が少しずつ進められていることが上のグラフから読み取れます。

また、中学校における不登校生徒の出現率は全国平均に比べ大きく上回っているということは紛れもない事実ですが、本市のみの過去9年間の**出現率の推移に目を向けると、「不登校生徒」、「長期欠席生徒」とともに減少傾向**にあることがわかります。これは、中学校における不登校対策の成果の一つの顕れとして捉えることができます。

4 小中で一貫した温かな登校支援を

児童生徒が長期間登校できなくなくなる原因や背景は多様化・複雑化しており、一人一人の状況に応じた対応が求められています。

長期欠席の可能性のある児童生徒の支援をすすめるにあたっては、続けて欠席しそうな兆候のみられた段階から、学校が区・教育担当と協働してスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を含め、関係機関と連携しながら具体的な支援をすすめるとともに、**小学校と中学校とが連携して欠席理由の如何に拘わらない温かみのある一貫した登校支援の取組**こそが、不登校問題を一層の改善へと導く手立てとなるはずで

Ⅳ

登校支援を必要とする児童生徒とは

長期欠席となる可能性がある児童生徒に対して、早期から適切な支援をすることが有効であることがわかっています。ここでは、どのような児童生徒が長期欠席となる可能性があるのかについて考えてみましょう。

数値でみられる欠席日数等を目安にするのは容易ですが、まず日常的に学級担任をはじめとした複数の教師による学級活動や授業等における児童生徒との関わりの中での観察や教職員同士が情報共有を図ることによって、数値に表れない次の1から3に示す状況や「欠席しているときの居場所や過ごし方を学校や保護者が把握しているか」「学校が本人と会えているか」「学校と保護者との連絡は良好か」「児童生徒の交友関係に心配はないか」等の状況について十分に把握し、その上で欠席日数等に着目し、登校支援を必要とする児童生徒の見極めを行うことが重要です。

1 学校での様々な状況を把握しましょう

登校することに何らかの課題や困難さを抱えている児童生徒には、学校生活の様々な場面で、例に示すような兆しとなる状況がみられることがあります。現段階で順調に登校しているようにみえていても、状況が深刻化することや何かがかきかけとなり登校状態が不安定になる可能性があります。また残念ながら、児童生徒が教師との関係で思い悩む場合があることも認識しておく必要があります。

学校生活全般に見られる状況の例

- 軽度と思われる体調不良による欠席や休日明けの欠席が多い。
- 特定の教科がある日に欠席したり、その時間だけ保健室に行きたがったりすることがある。
- 忘れ物や提出物が出せないことが頻繁にある。
- 授業時間に保健室等に行くことや、移動教室に遅れてくることが頻繁にある。
- 友達とのトラブルがあったときに対処することに困難な様子がある。
- 学校外での交友関係や学校内外での行動で心配される様子がある。
- 外国籍等の児童生徒で日本語の習得が十分ではない様子がみられる。

特別支援教育の視点から①

対象はすべての子供



学校には家庭環境や特性の異なる児童生徒がいます。教員は児童生徒の個性を認め、一人一人の児童生徒の存在を大切にする気持ちがなくてはなりません。すべての児童生徒がみな共通に持っている「勉強がわかるようになりたい」「友達や先生と楽しく活動したい」という思いをしっかり受け止め、一人一人の教育的ニーズに応じて必要とされる支援を、すべての教員があらゆる場面で行っていくことが必要になります。

2 学習状況を把握しましょう

長期間登校できなくなった理由に「学習の苦手さ」を挙げる児童生徒は多くいます。「授業がわからない」「宿題ができない」状態が続いていれば、学校だけでなく、家庭でも辛い思いをしている児童生徒がいると考えられます。学校生活の大半を占める授業を苦痛と感じていれば、登校意欲が低下することは当然だと言えるでしょう。

小学校では登校できていたのに、中学校で不登校になる事例では、「**学習のつまずき**」が大きな要因の一つとなります。このことは、「**中学校で学習内容が難しくなるから**ということもありますが、**それを理解するための小学校での学習内容の定着が不十分**であるから、ということが国立教育政策研究所の調査研究で指摘されています。小学校において次のような状況がみられる児童に対しては、早期から丁寧な学習支援をすすめることや、進級や中学校進学に際しては、これまでの具体的な学習支援について引き継ぐことが重要です。学習のつまずきは、不登校を含めた長期欠席だけでなく**児童生徒の様々な問題行動につながる可能性**があることも十分認識しておく必要があります。

学習面でみられる状況の例

- 特定の教科に対して、極端に学習意欲の低下を感じることもある。
- 自分の言いたいことを友達や教師に、言葉や文章で上手く伝えられないことがある。
- 授業中に学習に集中できずに、他の事をしたり、所定の学習場所から離れたりすることが頻繁にある。
- グループ学習の際に、グループの中で孤立しがちになる様子がある。
- 家庭での学習課題（宿題）を忘れることが目立ったり、それを理由に登校を渋ったりしたことがある。

3 家庭での状況を把握しましょう

欠席が長期化する背景には、保護者や家庭での状況が影響している場合も考えられます。学校は日頃から保護者との良好な関係を築くよう努め、保護者と連絡をとる際には、**あらかじめ保護者の都合の良い時間や曜日を確認**しておくなど、十分な配慮のもと支援をすすめます。

また、相談内容によっては、**直接教員に相談しにくい場合があることも認識**しておく必要があります。状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を含めて、関係機関と積極的に連携して、児童生徒の登校を支えましょう。

特別支援教育の視点から②

特別な教育的ニーズの理解

学校には特別な教育的ニーズのある児童生徒がいます。こうした児童生徒は、興味関心の範囲が狭く、こだわりの強い傾向があったり、その場の雰囲気を感じ取ることが難しく、好ましい人間関係を築くことが苦手だったりします。また、学習面では、得意・不得意の偏りがあったり、読み書きの苦手さがあったりします。様々な場面でうまくいかないことが多く、劣等感を感じたり、自分に自信が持てず、不安が強くなったりすることがあります。これが不登校の要因となることも考えられます。



4 欠席日数だけでなく遅刻・早退の日数等を把握しましょう

欠席が長期に及ぶ可能性を考える際に、過去の欠席等の状況を把握しておくことは重要です。欠席日数に目がいくのは当然ですが、欠席日数が少なくても、遅刻・早退や保健室・別室登校の頻度の高さは、本人の内面や対人関係等の顕れとして捉えることができます。

国立教育政策研究所は「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ & A」の中で、中学1年生の不登校生徒の小学校4～6年当時の欠席日数、保健室等への登校日数、遅刻早退の回数に着目し、次の換算式を示しています。

$$\text{欠席日数} + \text{保健室等登校の日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2$$

換算による値が30日以上を不登校相当、15日以上30日未満を準不登校と分類しています。

このことを中学1年生の不登校だけでなく、すべての学年の児童生徒に当てはめてみることに より、長期欠席となる可能性のある児童生徒を早期に認知し、支援をすすめることが可能になるものと考えます。しかしながら、この考え方は1年間が終わってからの情報を元にするため、具体的な支援や手立てが遅れてしまいます。そこで、上記換算式で導かれる数値を**支援ポイント**と称し、次のように考えてみます。

年間の授業日数を200日程度とすると不登校相当の日数30日は、約15%となります。また、同様に考えると準不登校の下限15日は約7.5%となります。

つまり、支援ポイントの授業日数（厳密には出席すべき日数）に占める割合が15%以上となる児童生徒は、将来的に長期欠席となる可能性のある児童生徒と考えることができます。1ヶ月の授業日数を20日として、上記の換算式にあてはめると次のように考えることができます。

登校支援の対象となる例（国立教育政策研究所による不登校相当）

- ◆ 3ヶ月間で 欠席6日 遅刻4回、早退6回している児童生徒の支援ポイントは $6 + (4 + 6) \div 2 = 11$ 11は授業日数60日の18%に当たります。

登校支援の準対象となる例（国立教育政策研究所による準不登校）

- ◆ 2ヶ月間で 欠席4日、遅刻0回、早退0回している児童生徒は支援ポイントは $4 + (0 + 0) \div 2 = 4$ 4は授業日数40日の10%に当たります。

当然ながら、保健室や別室登校の日数を加算すると割合は上昇することになります。

各学校で毎月の児童生徒の欠席等の状況を、校務支援システムの健康観察記録とこの換算式を併用することによって、登校支援を必要とする児童生徒を把握していくことは、長期欠席となる可能性のある児童生徒を早期に認知し、早期からの支援につながるはずです。

特別支援教育の視点から③

登校を支えるために

日頃から児童生徒の小さな変化にも気づける関係づくりをし、支援の必要を感じたら迅速に支援を行いましょう。学習場面では、視覚的な補助資料の活用や学び合いの時間を取り入れるなど、児童生徒にとってわかりやすい授業を心がけます。行動面では、一日の見通しを持たせ、急な予定変更があるときは早めに伝え、不安にならないように配慮します。また、役割を与えて、やり遂げる体験を積ませることはとても大切です。児童生徒自身に自分の存在や持てる力を改めて確認させ、賞賛を受けることで自信を持たせるようにします。

5 登校支援を必要とする児童生徒

児童生徒が長期間欠席することを未然に防ぐために、またその可能性を早期に認知し支援をすすめるために、本章の1から4に示した内容を元に、**登校支援の目安**を次のように提案します。

登校支援の対象とする児童生徒の目安として

各学校の登校支援会議（仮称）において、「**学校生活での状況**」「**学習の状況**」「**家庭での状況**」について把握した上で下記の支援ポイント率を踏まえ、登校支援の対象とする児童生徒を選定してください。

$$\text{支援ポイント} = \text{欠席日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2$$

$$\text{支援ポイント率} = \text{支援ポイント} \div \text{出席すべき日数} \times 100$$

支援ポイント率が15%以上の児童生徒を 登校支援対象児童生徒
7.5%以上15%未満の児童生徒を 登校支援準対象児童生徒 とします。

- ※ 教室には入れないが保健室等には来室している、いわゆる「保健室登校」の児童生徒は、すでに登校支援対象になっているものとして支援ポイントの換算式には含めていません。
- ※ 登校支援の対象とする児童生徒の状況把握については、資料編 P27～28 も活用してください。

以下、**登校支援対象及び準対象の児童生徒を登校支援対象者または対象者**と称します。

対象とする児童生徒の把握については、登校支援会議（仮称）等で随時検討を重ね一人でも多くの児童生徒が長期間登校できない状態にならないよう努めましょう。



特別支援教育の視点から④

学校の支援体制づくり

様々な悩みや問題を抱えた児童生徒が増加している現状から、学校における支援体制の構築はますます重要となっています。管理職のリーダーシップのもと、学級担任だけが抱えこむことなく、児童支援コーディネーター、児童生徒指導担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年の教員、養護教諭、スクールカウンセラー、さらにスクールソーシャルワーカーや関係機関の専門家との連携し、「チーム」で取り組むことが求められます。

一人一人の児童生徒の特性を、「チーム」として理解し、それぞれの特性に応じた指導や支援をすすめましょう。



「Ⅳ 登校支援を必要とする児童生徒とは」では、どのような児童生徒を登校支援の対象者とするかについて示してきました。ここでは、児童生徒の欠席が長期に及ぶことを未然に防ぐ取組や児童生徒の欠席が続いたときの具体的な支援のすすめ方について考えてみましょう。

1 学校全体で児童生徒の登校を支えましょう

(1) 登校支援会議（仮称）を設置し、学校全体の取組を推進しましょう

※ 不登校対策会議等の名称で同等の既存組織があれば新たに設置する必要はありません。

不登校を含め、長期間登校できない児童生徒やその可能性のある児童生徒への支援のために、校内組織に下記モデル図で示すような登校支援会議を位置づけ、定期的に開催し、**学校全体で組織的な取組**をすすめる必要があります。

登校支援会議では、**学校全体の登校支援策の協議**、児童生徒の**欠席状況の把握**、**登校支援対象者の選定や支援状況の確認**、関係機関との**連携ネットワークの構築**等を行います。

なお、児童生徒の欠席等の状況については、校務支援システムの健康観察等を活用することで効率的に把握することができます。

【構成メンバーの例】

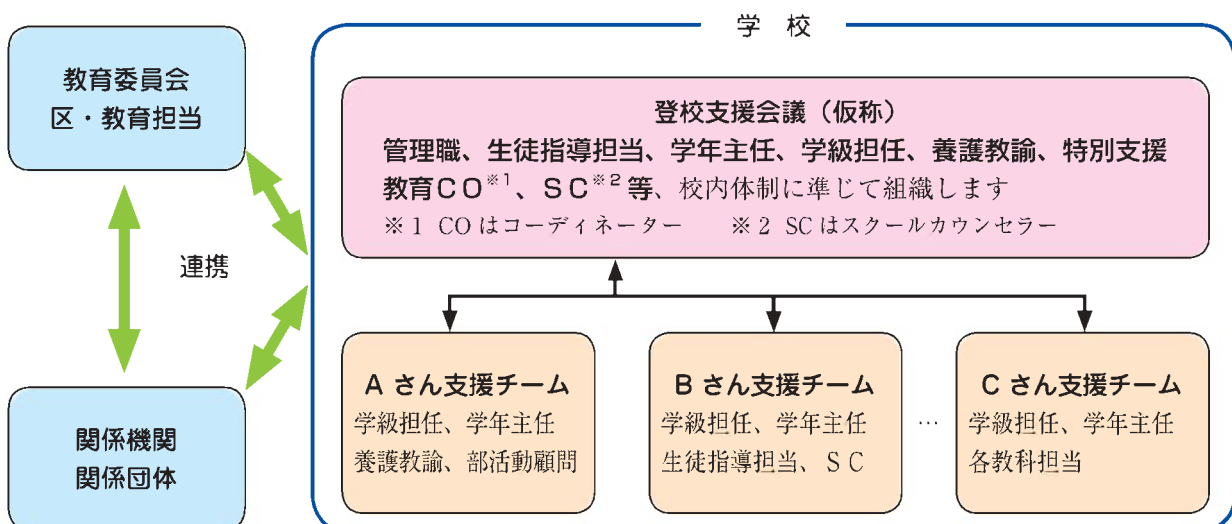
校長、教頭、児童支援コーディネーター、児童指導担当、生徒指導担当、学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内組織に準じて組織します。

(2) チームによる具体的な支援をすすめましょう

児童生徒への登校支援は、担任が単独で行うのではなく、関係する**複数の教職員で構成した「登校支援チーム」**で対応するという基本姿勢を、管理職が教職員に示す必要があります。

登校支援チームは、対象となる児童生徒や保護者に直接関わる教職員を中心に編成し、児童生徒の状況を的確に把握し、具体的な支援策を講じ、柔軟な役割分担のもと計画的に支援をすすめます。一定期間経過後に、支援の効果を確認し支援方法や計画を随時補正して、より有効な支援を進められるようにします。

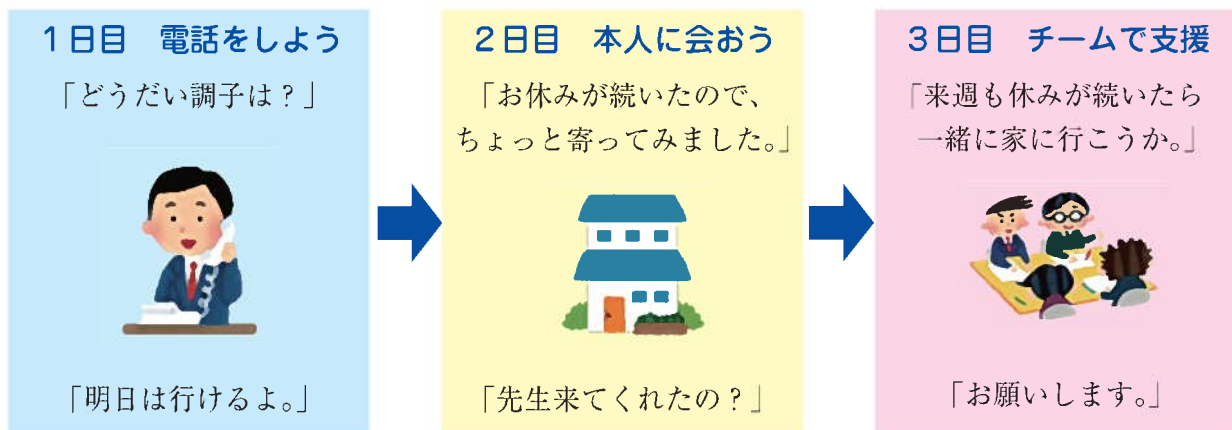
登校支援会議及び登校支援チームイメージ図（中学校の例）



2 登校支援対象者への対応

対象者の欠席が続いた場合には、迅速な支援が必要になります。保護者の意向を確認しながら、児童生徒の状況に応じて、以下に示す流れを基本として支援をすすめてみましょう。

また、電話連絡や家庭訪問をする際には、相手の都合を配慮する必要があります。保護者と電話連絡のつきやすい時間や家にいる曜日や時間について、あらかじめ確認しておくことが、学校と保護者との円滑な連絡や、よりよい関係につながります。



欠席1日目 電話連絡

例え風邪や何らかの体調不良が理由であっても、登校支援対象者には1日の欠席が翌日の登校への不安につながる場合があります。放課後に電話を入れるなどして、登校支援対象者本人の気持ちの理解に努め、不安を和らげるよう働きかけましょう。

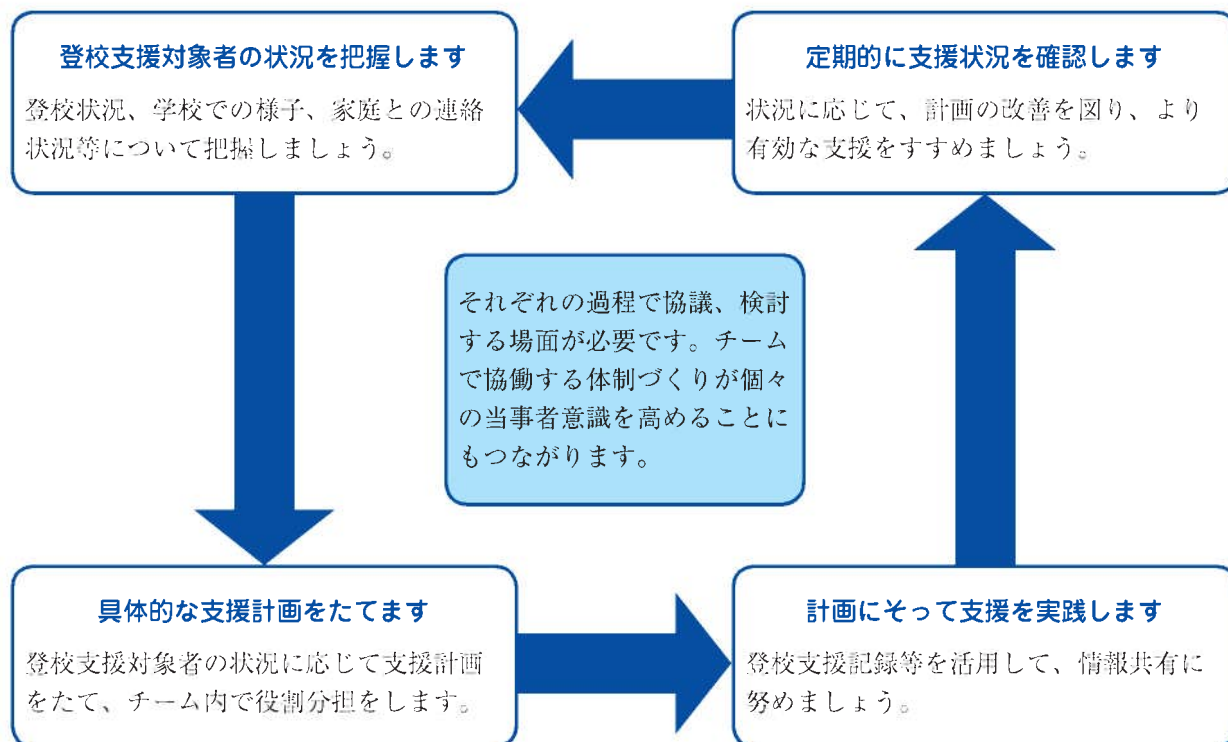
欠席2日目 家庭訪問

登校支援対象者にとっての2日間の欠席には十分な配慮が必要です。状況によっては電話連絡だけではなく、本人や保護者と会ってみる必要があるかもしれません。家まで先生が来るということは、本人や保護者にとって、またその後の関わりにとって大きな意味をもちます。家庭訪問しても、本人に会えないときのために「心配している」気持ちを伝える手紙を持参するなどの用意をしましょう。

欠席3日目 チーム支援

欠席が長期化する兆候として捉え、登校支援チームで集まり、登校支援記録等を活用して情報を共有し、支援方法や役割分担を確認します。さらに欠席が続く場合には、週1回程度チームで短期的な支援策を確認します。チーム全員がそろわない場合にも、情報共有がなされるよう工夫しましょう。欠席が続くようであれば管理職に報告します。

登校支援チーム 支援の進め方の例



3 登校支援対象者以外の欠席者への対応

(1) 保護者から連絡があり、理由がはっきりしている場合

- ①欠席が何日か続くようであれば、家庭訪問等で保護者や児童生徒本人に病状等を確認したり、その日の学級での出来事を伝えたりして、登校しやすいよう配慮しましょう。
- ②電話連絡等の中で、心配な様子を感じ取った場合には、登校支援対象者と同様な対応が必要になる場合も視野に入れて、学年主任等に報告しましょう。学級担任が知らない出来事や子供の変化を他の教師が気づいていることがあります。
- ③直近の学校生活の中で、いじめをはじめとした友達とのトラブルなどがあった場合には、欠席が長引く原因になります。状況によって、臨時に登校支援チームを組織して支援策を検討することが必要です。

(2) 保護者から連絡があっても、理由がはっきりしない場合

- ①欠席理由がはっきりしない場合には、登校支援対象と同様に考えることも必要です。
- ②いじめや暴力をはじめとした学校内外でのトラブル、教師との関係や児童生徒本人が事情を話さず保護者も不安になっていること等、様々な状況が想定されます。
- ③当該児童生徒の学校生活の状況等を判断し、早期に児童生徒本人や保護者と直接会って本人の置かれている状況を理解するよう努めましょう。
- ④事態の緊急度によっては、体制を整え、緊急支援をすすめる必要もあります。

どの欠席者に対しても、欠席した当日の学習内容や、翌日の学習の準備等について知らせる配慮は必要です。

VI

緊急支援を要する場合

登校支援対象者であることの如何を問わず、児童生徒がはっきりした理由もなく、突然続けて欠席した場合には、児童生徒の**身近に危険が迫っている可能性**を想定する必要があります。

こうした場合には、欠席が**3日続いた時点で必ず管理職に報告**し、管理職はそのリーダーシップの下、早急に緊急支援体制を構築することが求められます。ただし、3日という日数はあくまでも目安であり、次に示す項目例の情報を迅速に収集し、緊急度を判断することが重要です。**緊急度によっては、3日以内**でも緊急支援を進めます。

緊急度を判断する項目例

- ◆ 欠席が続くまでの当該児童生徒の**学校生活の様子**
- ◆ 学校が把握している当該児童生徒の**家庭での状況**
- ◆ 欠席前及び欠席以降の**保護者との連絡状況**
- ◆ 学校が把握している当該児童生徒の**学校内外の交友関係や行動**
- ◆ 当該児童生徒の**欠席時の所在の確認**
- ◆ 当該児童生徒に関してこれまでに**連携した学校外の機関** 等

※関連 資料編 30 ページ

理由不明の
突然の欠席

緊急度の判断

支援体制
の構築

1 緊急支援の目指すもの

(1) 何よりも本人に会う

- ①本人に直接会い、内面に寄り添い、本人が置かれている**状況の理解**に努めます。
- ②「力になりたい」という気持ちを伝え、**継続的に直接相談**できるようにします。
- ③無理に登校させようとするのではなく、児童生徒の抱えている課題やその背景を把握し、**課題を解消するための手立てを一緒に考えていく姿勢**が大切です。

(2) 少なくとも保護者に会う

- ①本人の所在がはっきりしない、例えば無断外泊を続けているような場合には少なくとも保護者と直接会い、少年相談・保護センターへの相談や警察署への届出について助言しましょう。場合によっては、保護者に付き添って警察署等に行くことも必要です。
- ②保護者の中には、無断外泊等の情報を学校に知られたくないという心理が働く場合があります。保護者の気持ちに寄り添いながら、**児童生徒の置かれている状況の把握**に努めましょう。

2 躊躇せず関係機関と連携を

本人に会えない、保護者に会えない、会えたとしても児童虐待を含め児童生徒に危険が及ぶ可能性があるような場合には、教育委員会 区・教育担当をはじめ児童相談所、少年相談・保護センター等の関係機関と迅速に連携し、**児童生徒の安全な生活の確保**に努めましょう。

本人や保護者への働きかけを円滑に進めるためには、**平時からの児童生徒本人への温かみのある関わりや保護者と良好な関係づくり**が大切です。

3 緊急支援チームでの対応を

管理職自らがチームを統括し、すべての教職員が当該児童生徒の安全確保に向けて有機的に支援に協力できるよう指示します。次の例に示す役割を、どの教師が果たしていくことが適切かを判断し、早急に決定します。それぞれの担当が状況に応じて判断できるよう、**役割にはサッカーチームのような柔軟性**を持たせることが必要です。

本人や保護者を支援していく役割を学級担任だけでなく、複数の教師が協働して担い、適切な関係機関と連携し、児童生徒の安全を確保しましょう。

緊急支援チーム役割例

- 情報を一元化し、支援方針を立案する
- 当該児童生徒や保護者を支援していく
- 当該児童生徒の情報を整理する
- 学校外の関係機関と連携をすすめる
- 学校内で当該児童生徒に関する情報を収集する
- 近隣学校や地域等から当該児童生徒に関する情報を収集する 等

4 緊急支援後の継続支援を

児童生徒の安全確認がなされた後に、継続的な支援や見守りを行います。児童生徒が危険にさらされた要因や背景について、保護者や関係機関と情報共有を行い、児童生徒が**再び同様の事態に陥らないよう支援**を継続します。

5 緊急事態になる前に

「本人の言動」や「学校内外の交友関係」等の中から、児童生徒の身に危険が及ぶ可能性を想起させるような変化を感じられることがあるのではないのでしょうか。それを察知する責務は、学校だけに課せられるものではありませんが、**すべての教職員が一人一人の児童生徒を大切に**する意識を高くもち、粘り強く児童生徒の内面に寄り添っていく必要があります。変化に気づいた時点から、複数の教師がそれまでよりも当該児童生徒や保護者への関わりを深めながら、学校から教育委員会 区・教育担当に具体的な支援策について相談をすすめ、本人や保護者に対して、児童相談所や少年相談・保護センター等の関係機関を紹介するなどの支援策を講じていくことは、事態の悪化が食い止められる可能性を高めることにつながります。

VII

欠席が長期化したときに

様々な登校支援を早期から継続的に行っても、児童生徒の欠席が長期化してしまうことがあります。そうした児童生徒や保護者に対して学校はどのような視点を持ち、支援をしていけばよいのかを考えてみましょう。

1 子供たちの自立支援

自立支援とは、児童生徒自らが自分の進路や目標に向かって学校復帰・社会復帰を目指し歩み出せるよう支援することです。欠席が長期化してしまった児童生徒が、仮に現在の学校に在籍している間に登校を再開できなかったとしても、**将来の目標を自己決定・自己実現**できるように、学校が継続的に支援をしていくことが大切です。

2 欠席が長期化する理由 ～不登校経験者の声から～

平成26年度文部科学省による不登校に関する実態調査の結果から、不登校経験者の「不登校が継続した理由」（複数回答）に対する上位の回答は次の通りです。

- 「無気力でなんとなく学校へ行かなかったため」44.4%
- 「学校へ行こうという気持ちはあるが、ぼんやりとした不安があったため」43.7%

欠席が長期化した場合、このように状況に陥ることから、教師は積極的に児童生徒に働きかけ、登校の目的意識をもたせる工夫をしたり、不安の軽減に努めたりする必要があります。また、「嫌がらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため」「勉強についていけなかったため」という理由も上位を占めています。具体的な理由がある場合には、その解消に向けた支援や対応を行う必要があります。学校へ行けない気持ちに寄り添いながら、**児童生徒と一緒に解決する方法を考えて実践**していくことが大切です。不安を解消する、もしくは不安を乗り越えるための支援を継続しましょう。

3 学校復帰・社会復帰にむけて

(1) 継続的な支援

① 関わり続ける大切さ

長期間登校できなくなった場合、学校の友達との関係が疎遠になることや、学校の様子がわからないことに不安を感じる児童生徒も多くいます。定期的に家庭訪問等を行い**児童生徒本人や保護者と関わり続ける**ことが重要です。

関わり方は様々ですが、児童生徒や保護者が負担を感じない頻度や面接等の場所、連絡の方法などを本人、保護者、教師の三者で相談して決めましょう。

② 寄り添い続ける大切さ

家庭訪問等の目的は児童生徒本人や保護者との関係づくりに重きを置きます。本人の興味・関心のある話題を中心にするなど、安心した時間を過ごせるように配慮します。

また、保護者の支えになることも重要です。時には、保護者から学校や教師に対する批判的な言葉が聞かれるかもしれません。そうした時にも、保護者の焦り、悩み苦しみに十分に**耳を傾けその気持ちに寄り添う姿勢**が大切です。

③ 学習支援の大切さ

欠席が長期化すると学習支援が置き去りになりがちです。児童生徒本人の状況を見ながら、どのように学習支援するかについて、本人や保護者と相談しておくことも大切です。学校での学習配付物を届けるだけでなく、児童生徒の習熟度に合わせた学習課題等を提示し、**続けて学ぶ意欲を高められるような温かな働きかけ**をしましょう。

(2) 安心して復帰できる環境を

学級や学年では、児童生徒が安心して登校できるような環境づくりをすすめてみましょう。下駄箱、机、ロッカーなどの整理、授業等の配付物の保管等を確実にいきましょう。

学級担任が欠席している子供を大切にする姿勢は、子供たちの思いやりの心を育てます。なお、学級で本人の状況を伝える際は、本人及び保護者の意向を確認しましょう。**登校を再開できた時に、学級の子供たちが温かい雰囲気**で迎える環境をつくりましょう。

(3) 登校再開の兆しが見えたら

表情が明るくなったり、外出が増えたりするなど状態の変化が見られたり、「休んでいることに飽きてきた」「学校に行ってみたい」などの言葉が出た時が学校復帰のチャンスです。保護者もとても喜び、少しでも早く登校してほしいと願います。しかしながら、無理に頑張り過ぎて挫折してしまい、再び休み始めてしまう例が少ないことを認識しておく必要があります。初日から1日中教室で過ごすことは大きな負担となる可能性があります。本人や保護者と相談して、**段階的に学校生活に適應していくための配慮事項**を決めておくことも大切です。

登校を再開しようとする子供は不安がとても強いので、一部の教師だけの支援ではなく、全教職員で見守る必要があります。児童生徒の心情を理解した温かい声かけが安心感を与えます。さりげなく、温かく、そしてきめ細やかな配慮のもと受け入れましょう。

学校生活への適應するための配慮事項例

- 登校時間・・・朝から 午後から 放課後
- 登校頻度・・・毎日 1日おき 曜日を決めて
- 登校場所・・・教室 保健室経由で教室 教室以外の学習室等
- 学校で過ごす時間・・・授業2時間 午前中 昼食まで
- 学校で不安になった場合・・・保健室で過ごす



(4) 学校以外にも「居場所」「学びの場」が

「学校に行かなければ」と思っているも、学校に行こうとすると身体が動かなくなってしまう児童生徒も少なくありません。このような児童生徒には、好きなことに熱中して楽しく過ごす体験や、新しいことに挑戦して、「自分にもできる」と感じる体験をすることにより、自己肯定感を高めていくことが大切です。

学校以外の学びの場で、様々な人とのふれあいを通して学べることも多くあります。新たなことにチャレンジすることで自信をつけ、次の一歩を支えることにもつながります。そして学校復帰や社会復帰を目指す意欲が高まるきっかけになることもあります。

※ 学校以外の「居場所」「学びの場」の例については37ページに掲載しています。

(5) 将来の自立への道標を

欠席が長期化してしまった児童生徒の中でも、特に中学生は「卒業後の進路選択」について直面し大きな不安を抱くことを忘れてはなりません。「学校に行けない」という理由で、将来を悲観し、卒業後の進路について考えることを放棄し、さらに無気力な状態に陥ってしまう例も少なくありません。中には保護者も同様な考えを、本人と共有してしまう心配もあります。無論、当該生徒の進路選択等を否定するような教師からの心無い言葉かけにより事態が悪化してしまうことは、決してあってはなりません。

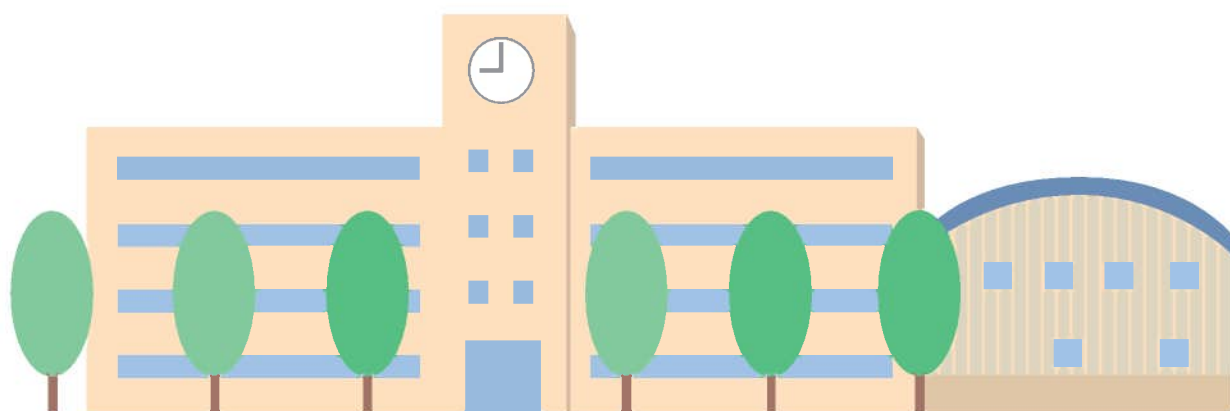
こうした状態に至らないよう、欠席の長期化が認められた早期から、登校再開への働きかけと平行して、具体的な学習支援をすすめるとともに、**本人や保護者に対して進路選択に向けたガイダンス**を計画的、積極的にすすめていくことが大切です。

また、各教科担当者と連携して、当該児童生徒の学習状況を共有し、学習評価につなげられるような取組も必要です。

不登校児童生徒の学習状況の把握と学習支援の評価の工夫

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

平成 15 年 文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」より一部抜粋



文部科学省は生徒指導提要の中で、教育相談について「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし教育相談的な配慮をすることが大切である。」と示しています。

ここではあらためて、**すべての児童生徒を対象とした教育相談**について考えていきましょう。

1 計画的な教育相談の実施を

(1) すべての児童生徒と

すべての児童生徒と一定時間を共有することは、それだけでも意義のあることです。**事前にアンケート**等を取ることが、児童生徒が自ら不安に感じていることを整理することにつながります。日常生活の中で、すすんで教師に話しかけることの苦手な児童生徒との教育相談は、児童生徒だけでなく、**教師にとっても貴重な時間**になるはずですよ。

(2) 良好な関係づくりのきっかけに

どの児童生徒にも相談を要する悩みや抱えている課題があるとは限りませんが、教育相談はその後の教師と児童生徒との良好な関係づくりのきっかけになることは事実です。また、悩みや課題を抱えている児童生徒との相談においても、一度の相談機会ですべての課題が解消するものではありません。**児童生徒との「時間」を大切に「良好な関係」をつくる**ことを目指しましょう。

(3) 計画的にすすめましょう

学校では、児童生徒活動の時間保障、諸会議や研修、その他の校務処理などとの兼ね合いから教職員全体で教育相談の意義を認識し、年間計画に位置づけるなどして実施する必要があります。**小学校における教育相談は三者面談であったり、保護者との面談であったりすることが通例**ですが、**高学年の児童に個別の教育相談を行う試み**は児童理解のためには価値ある取組です。

また教育相談は、児童生徒が何かにつまずきやすい時期に実施すると効果的です。各学校の児童生徒の実態を考慮するとともに以下に示す時期を参考にしたり、**かわさき共生*共育プログラム**や**効果測定**の実施計画との兼ね合いを考慮したりしながら、教育相談を計画することが大切です。

教育相談の実施時期の例

- 新しい学級での緊張感からの疲れが出始めるゴールデンウィーク明け
- 学校生活のリズムから遠ざかった長期休業明け
- 運動会・体育祭、宿泊行事、校外行事等の大きな行事の前後
- 中学校や高等学校の定期テストや成績提示の前後 等



2 保護者との良好な関係づくり

保護者との良好な関係を築くことは言うまでもなく重要です。日頃から**連絡帳や電話連絡を通して児童生徒の良い面や行動について伝える**などしておきましょう。そのような連絡の中で、保護者の思いや願いを把握した上で、児童生徒の成長を共に喜びあえるような関係づくりを目指しましょう。

Ⅸ

家庭とともに児童生徒の登校を支えるために

家庭ごとに家庭内の人間関係、経済状況、保護者の教育に関する考え方、家庭を取り巻く地域の特性など、様々な特色があり、児童生徒が人格を形成する家庭での、ものの感じ方、考え方、行動の仕方など、家庭環境は児童生徒に大きな教育的影響を与えます。学校は家庭との良好な協力関係を築くため、**児童生徒一人一人の家庭環境に対しての理解が必要**です。

児童生徒の登校に家庭の状況が影響することもあります。保護者と協働して児童生徒の登校を支えていくことが重要です。

1 年度当初に保護者との個別面談の機会を

年度当初6月頃までに、学級担任が保護者と直接会って、児童生徒の家庭での状況、保護者の児童生徒への思いや学校教育への考え方などを共有しておくことは大切なことです。この機会を学級担任と保護者との相互の信頼関係を築くためのきっかけと考えましょう。

(1) 各家庭への訪問によって

学級担任が、家庭の雰囲気を感じとったり、児童生徒と保護者の関係性を理解するために家庭訪問は有効な方法です。保護者にとっては、学校よりも落ち着いた雰囲気の中で話をできることや学級担任の人柄を知り得る機会となります。

訪問の際には、家庭のプライバシー保護の他、次のような点に配慮する必要があります。

- 日程調整については、保護者の都合を最大限に優先しましょう。
- 訪問時刻の約束を守りましょう。約束の時間に遅れる場合には必ず連絡を入れましょう。
- 事前に知らせた面談の時間（〇分間程度）を守りましょう。
- 保護者は仕事を休むなどして日程調整をしている場合もありますので、謝意をもって臨みましょう。

(2) 学校での面談によって

学校や地域によっては、保護者の要望等の理由で家庭訪問ではなく、学校での個人面談を実施することもあります。家庭訪問で費やす移動時間の分を充てることで、面談時間を長く確保することができたり、教室環境や児童生徒の作品などを保護者に見てもらえる点では家庭訪問にない良さがあります。

学校での面談の際にも、家庭訪問と同様の点や次のような点にも配慮しましょう。

- 保護者によっては、学校は敷居の高い場所と感じている場合があります。話しやすい雰囲気や環境を整えて迎えましょう。

2 臨時に行う家庭訪問や個人面談

登校を支えるために、臨時に家庭訪問や学校での個人面談を行うことがあります。時には、登校支援の他に問題行動への指導を併せて行う場合もあります。そのような場合に、学校は児童生徒や保護者を批判するのではなく、今後の状況の改善に向けて、何をすればよいかを**学校が保護者と共に考えていこうとする姿勢を示す**ことが重要です。また、こうした際に円滑に保護者の協力を得るために、日頃から児童生徒の良さを理解し、機会を捉えて保護者に伝えていくことが必要です。

児童生徒が長期間欠席する前に

児童生徒の状況に応じた登校支援を

関連 5、6 ページ

児童生徒の次のような状況に応じて、総合的に登校支援について判断しましょう。

- 欠席した時の過ごし方や居場所を学校や保護者が把握していますか
- 本人と学校の教職員が直接会えていますか
- 保護者と学校との連絡状況が良好ですか
- 児童生徒の交友関係に心配な状況はありませんか 等

欠席、遅刻・早退、 保健室登校等の状況を目安に

- 支援ポイント率が15%以上を登校支援対象の目安にします。
- 長期欠席初期には、腹痛や気分不良等の身体症状を訴える例が多くあります。遅刻・早退の回数、保健室等への登校や来室の頻度は、その目安になります。関係教職員と養護教諭等の日常からの連携が重要です。

関連 7、8 ページ

学習状況を目安に

- 児童生徒が長期間欠席する要因の一つに、「学習のつまずき」が挙げられます。「わかる授業」を展開しましょう。
- 「授業中はおとなしいけど、学習内容の理解が不十分」「授業中に私語等が多く集中力に乏しい」等の児童生徒には、きめ細やかな学習支援が必要です。
- 学習支援をすすめる中で、登校状況や学校生活の様子を十分に見守りましょう。

関連 6 ページ

登校支援対象者を選定し、チームで具体的な支援をすすめましょう。関連 9～11 ページ

登校支援対象者は状況が好転後も継続して見守ります。進級や進学に際しても、十分な引継ぎが必要です。

緊急支援を要する判断と対応は迅速に

関連 12、13 ページ

児童生徒がはっきりとした理由もなく突然欠席したした場合

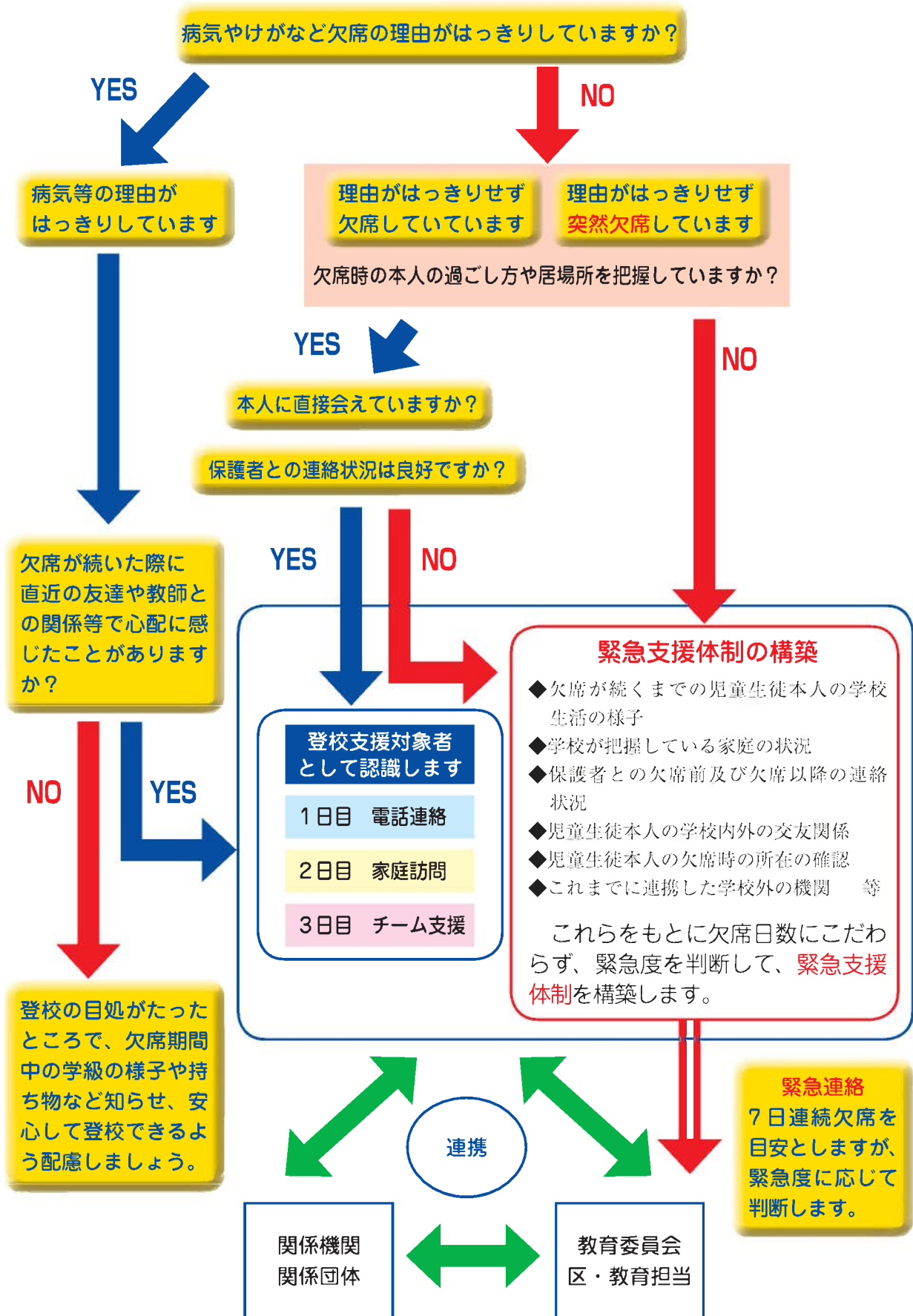
- 学級担任、学年主任等から管理職に報告します。3日間連続欠席を目安にしますが、上記「児童生徒の学校外での生活状況の観点」等で緊急度を判断しましょう。緊急事態では躊躇は禁物です。

管理職のリーダーシップの下、緊急支援体制を構築します

- 関係教職員が役割を認識し、各自が状況を的確に判断し、柔軟に連携を図れるような支援体制を構築し、本人や保護者と直接会い、本人の置かれている心理的な状況の理解に努めます。
- 学校は保護者と協働し、「児童生徒の欠席状況等に関する緊急連絡票」を活用するなどして教育委員会、関係機関と連携を図り、本人の内面に寄り添った支援をすすめます。

緊急時に学校が保護者と協働し、本人に働きかけをしようとする際、平時からの児童生徒理解に基づいた一人一人の子供を大切にされた教職員の姿勢や取組が大きく影響することは言うまでもありません。

欠席状況による登校支援のすすめ方のまとめ



資料編

1

教師のためのチェックリスト

魅力ある学校づくりをすすめるために

魅力ある学校づくりのための項目例

すべての児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられる魅力ある学校づくりをすすめるために、教職員一人一人がその中心となる「集団づくり」や「授業づくり」に関して、次のような点について確認し、意識を高めていくことが大切です。

【「集団づくり」をすすめるため】

- 学級や学校がすべての児童生徒にとって安心して過ごせる場所となるよう支援体制や相談体制を整えている。
- 日頃から、児童生徒の思いや願いを把握するよう心がけている。
- 学校行事や学級活動等の中で、一人一人の児童生徒が活躍できる場を設けている。
- 児童生徒一人一人が自信をもてるように、励ましや肯定的な声かけを心がけている。
- 児童生徒が共通の目標をもって学校生活を送れるような学級づくりをすすめている。
- 学級活動等において、話し合いのルールを確立するなどして児童生徒一人一人の発言を大切にしている。
- 学級は児童生徒一人一人がお互いの存在を認め合える場となっている。
- 授業や学級活動、学校行事などにおいて、児童生徒一人一人が役割をもち、意欲的に活動できる場面を設定している。
- 「かわさき共生＊共育プログラム」及び「同 効果測定」を計画的に実施し、結果の検証を児童生徒への指導や支援に活用している。
- 学校便り、学級通信、保護者会や家庭訪問等で児童生徒の活躍を紹介している。

【「授業づくり」をすすめるために】

- すべての児童生徒が「わかった」と実感できるような授業づくりをすすめている。
- 児童生徒一人一人の学習状況を把握し、個に応じた適切な指導をすすめている。
- 児童生徒が相互に考えを交流させ、学び合う場を工夫した指導をすすめている。
- 学習内容や進度を明らかにして、すべての児童生徒が見通しをもち、主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 全国学力・学習状況調査や市学習状況調査の分析結果を授業改善に活用している。
- 学習状況に、「学習への苦手意識」や「学習意欲の低下」等の課題がみられる児童生徒に対して、より丁寧な学習支援をすすめている。

「集団づくり」「授業づくり」を中心とした「魅力ある学校づくり」をすすめる上で、教職員が児童生徒一人一人について多面的・総合的に理解していくことが重要です。次ページからは、そうした視点で、小学校、中学校、高等学校それぞれの段階における児童生徒理解の深化を図る上で確認しておきたい項目について記します。

小学校編 — 児童・保護者の思いを理解するために —

1年生から6年生まででは発達段階が大きく異なり、それぞれに応じた指導や支援が求められます。すべての教職員が温かな眼差しをもって児童を見守り、児童一人一人に寄り添うために次のような点について確認しましょう。

【学年共通】

- 児童の発達段階や特性を理解し、個に応じた適切な支援をしている。
- 児童の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、児童との好ましい関係をつくれている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と児童一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【低学年用】

初めての学校生活に適応を図ることが重要です。そのために、児童の不安に寄り添い、分かりやすく説明するなどの支援が必要です。

- 年度当初に学校内を児童と一緒にまわって、保健室やトイレの場所、職員室や体育館、音楽室などの場所をわかりやすく説明している。
- 活動内容を事前に伝え、やり方を丁寧に説明し、活動しやすくする配慮をしている。
- 困ったときに相談できる人や場所をわかりやすく伝えている。
- 「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」等、関係づくりに必要な言葉の使い方を指導している。
- 集団活動では教員がモデルを示すなど、具体的な活動のめあてや仕方を示している。
- 児童が感じていることを、教師が代弁したり、絵カード等の代替手段で表現できるよう配慮している。
- 気持ちや思いを表現することが苦手な児童について、養護教諭等と連携し、児童の変化の早期発見に努めている。
- 学級通信や学校便り等で、学校での取組を家庭に伝えている。



【中学年用】

仲間を意識する時期です。人間関係づくりが苦手な児童は自信を無くし、孤立してしまうことがないように、適切な支援や指導をすすめてみましょう。

- 集団のルールについて丁寧に説明している。
- 仲間の誘い方や入り方について、教師がモデルを示しつつ適切な言葉かけを身に付けさせる指導を行っている。
- 友達同士でトラブルが起きた時の対処法について、日頃から丁寧に指導している。
例：必ず近くの大人（先生）を呼ぶ。職員室に知らせる。等
- 休み時間や放課後など、授業時間以外の児童の様子を観察し、気になる変化を早期に把握するよう努めている。
- 自己表現が苦手な児童が、思いを伝える手立てを講じている。
- 話し合い活動やグループ学習など、児童同士の学び合いが生まれるよう配慮している。
- 学級の中で特定の児童の言い分だけが通ることのないよう努めている。

【高学年用】

自分を意識する時期です。集団の中での役割を自覚し、協働することの大切さを実感させることが必要になります。また、中学校進学に対する不安に応えることも重要です。

- 一人一人の意見が表明され、それを互いに尊重する学級運営が行われている。
- 仲間と協力して活動を進めるために、依頼の仕方や断り方等の適切な言葉かけについて指導をしている。
- 係活動や委員会活動など一人一人に役割が与えられ、各自が集団にとって必要とされていることが実感できるような取組が行われている。
- 仲間と協働し、主体的に学びを進める授業づくりを行っている。
- 進学に伴う不安を相談できる担任以外の人や場所を設定し、周知している。
- 中学校生活が具体的にイメージできるような体験の機会の設定や資料の用意をしている。



中学校編 ー生徒・保護者の思いを理解するためにー

中学校では、学級担任制から教科担任制になること、部活動への加入、生活や行動範囲の広がり、さらにスマートフォン等通信ツールの普及を含めた交友関係の広がり等により、生徒を取り巻く環境に著しい変化があります。思春期を迎えることに加えて、こうした周辺環境の影響から、生徒の内面には大きな変化が起こる時期であることを教職員一人一人が認識し、生徒の内面に寄り添った登校支援をできるよう、次のような点を確認しましょう。

【学校生活全般について】

- 生徒の発達段階や一人一人の特性を理解し、個に応じて適切に支援をしている。
- 生徒の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、生徒との好ましい関係をつくっている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と生徒一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【学習面や進路について】

- 小学校での学習内容等を把握したうえで、わかる授業づくりを行っている。
- 学習内容や授業の進度等について年度当初に生徒に説明をし、生徒が見通しをもち、主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 学習意欲が低下している生徒が、少しずつでも意欲をもてるように工夫した授業づくりをしている。
- 学習評価や評定の意味や方法等に関して、生徒に丁寧に説明している。
- 卒業後の進路に対して生徒や保護者が不安を感じないよう、学年に応じた指導や説明をしている。
- 長期休業中の学習課題などが、生徒にとって過重にならないよう、各教科の課題の質や量の調整等がなされている。

【行動面や交友関係について】

- 新しい仲間との関係づくりに困難を感じている生徒や、生活環境、行動範囲や交友関係の変化によって、戸惑っている生徒に対して具体的な支援をしている。
- 複数の教員で、生徒一人一人の様々な状況についての情報を共有し、それぞれに寄り添った支援をすすめている。

【部活動について】

- 威圧的な態度ではなく、生徒と好ましい関係を築けている。
- 勝利や成果のみを優先せず、生徒に無理な課題を強いないよう配慮をしている。
- 技術面での伸び悩み等を感じている生徒に適切な指導や助言をしている。
- 生徒一人一人が上級や同級の部員と好ましい関係を築けるよう配慮をしている。

高等学校編 ー生徒・保護者の思いを理解するためにー

高校では通学区域が広がるために、生徒の行動範囲も広域にわたります。また交友関係についても、友達を介して、その友達の中学校時代の仲間や、塾、予備校、定時制ではアルバイト先でのつながりなどへも広がっていきます。さらにスマートフォン等を介して交友関係は広がりを見せ、大人からは見えにくくなります。このような背景があることを教職員が認識したうえで、生徒の小さな変化に気付く努力を怠らず、内面に寄り添った登校支援ができるよう、次のような点を確認しましょう。

【学校生活全般について】

- 生徒の発達段階や一人一人の特性を理解し、個に応じた適切に支援をしている。
- 生徒の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、生徒との好ましい関係をつくっている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と生徒一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【学習面や進路について】

- 生徒の学習状況等を把握したうえで、わかる授業づくりを行っている。
- 学習内容や授業の進度等について、年度当初に生徒に説明をし、生徒が見通しをもって主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 学習意欲が低下している生徒が、少しずつでも意欲をもてるように工夫した授業づくりをしている。
- 学習評価や評定の意味や方法等に関して、生徒に丁寧に説明している。
- 進級や卒業、卒業後の進路に対して、生徒や保護者が不安を感じないよう、学年に応じた指導や説明を行っている。

【行動面や交友関係について】

- 新しい生活環境に戸惑っている生徒、仲間との関係づくりに困難を感じている生徒や学校内外の交友関係に悩んでいる生徒に対して、具体的な支援をすすめている。
- 複数の教員で、生徒一人一人の様々な状況についての情報を共有し、それぞれに寄り添った支援をすすめている。

【部活動について】

- 威圧的な態度ではなく、生徒と好ましい関係を築けている。
- 勝利や成果のみを優先せず、生徒に無理な課題を強いないよう配慮をしている。
- 技術面での伸び悩み等を感じている生徒に適切な指導や助言をしている。
- 生徒一人一人が上級や同級の部員と好ましい関係を築けるよう配慮している。

2 教師のためのチェックリスト 児童生徒の状況を把握しましょう

学校はすべての児童生徒の登校を支えるために様々な情報を次年度の担任等に引き継ぎ、校内での情報共有に努める必要があります。また、不登校を含めた長期欠席につながる可能性のある児童生徒の状況や行動の変化などの微弱なサインを教職員一人一人が早期に、敏感にキャッチすることが、児童生徒の登校支援のためには重要です。次のような点について確認しましょう。

すべての児童生徒にとって観察が必要な項目例

- GW明けや長期休業後の児童生徒の登校状況や学校生活の様子を十分に観察している。
- 学校行事やその準備期間等に登校状況や学校生活の様子を十分に観察している。
- 定期テストの結果や学習成績通知の際に、児童生徒に温かな声をかけている。

児童生徒の登校を支えるために引き継ぎを行う情報例

【児童生徒本人についての情報】

- 日常の行動等の記録、学校生活アンケート、個人ノートからの情報
- 児童支援CO、特別支援教育CO、児童指導担当、生徒指導担当、学年職員、教科担当、養護教諭、部活動顧問等からの情報 ※COはコーディネーターの略
- かわさき共生*共育プログラム効果測定の結果からみた情報
- 保護者が心配していることや家庭での様子に関する情報
- 学校外の相談機関への相談状況に関する情報

【児童生徒本人の経験について】

- いじめの加被害等、友達とのトラブルの経験
- 家庭生活における環境等の変化
- 転校の経験
- 受験の経験

【前年度までの登校等の状況について】

- 欠席日数 遅刻、早退回数
- 保健室登校等の状況
- 保健室への来室状況
- 不登校を含めた長期欠席の状況

登校を支えるための児童生徒の観察項目例

【学校生活全般でみられる状況について】

- 軽度と思われる体調不良による欠席や、休日明けの欠席が多い。
- 特定の教科がある日に欠席したり、その時間だけ保健室に行きたがったりすることがある。
- 忘れ物をすることや提出物が出せないことが頻繁にある。
- 授業時間に保健室等に行くことや、特別教室での授業に遅れることが頻繁にある。
- 友達とのトラブルに対処することが困難な様子がある。
- 学校外での交友関係や行動で心配される様子がある。
- 外国籍等の児童生徒で日本語の習得が十分ではない様子がみられる。

※ 以下の状況ではいじめも想定した至急の対応が必要です。

- 集団活動または休み時間に孤立している様子がみられる。
- 持ち物がなくなったり、別の場所に移動させられたりすることがある。
- 席替えや班編制の際に周囲から避けられる様子がある。
- 発言や行動、容姿、服装をからかわれることがある。
- 机やイス、学用品等に落書きされたり、作品や写真にいたづらをされたりしている。
- 暗い表情でいることが多く、話しかけても元気がない様子がみられる。
- 体調不良（だるい、気持ち悪いなど）を訴え、急に活動意欲を失っている。
- 保健室への来室や職員室の付近に一人でいることが急に増えている。

【学習の場面でみられる状況について】

- 特定の教科に対して、極端に学習意欲の低下を感じることもある。
- 言いたいことを友達や教師に、言葉や文章で上手く伝えられないことがある。
- 授業中に学習に集中できずに、他の事をしたり、学習場所から離れたりすることが頻繁にある。
- グループ学習の際に、孤立しがちになる様子がみられる。
- 家庭での学習課題（宿題）を忘れることが目立ったり、それを理由に登校を渋ったりすることがある。

【その他の状況について】

- 学校外でのことを話したがないことがある。
- 着衣の汚れが目立つなど、生活や行動に不衛生な様子がみられる。
- 時間や曜日に限らず、家庭への電話などによる連絡がつきにくいことがある。

3

教師のためのチェックリスト

登校支援対象者が続けて休み始めたときに

登校支援会議で、「学校生活での状況」「学習の状況」「家庭での状況」や「欠席日数や遅刻・早退回数等の状況」について総合的な判断のもと登校支援対象者及び対象となる可能性の高い児童生徒に対しては、「休み始めの3日間」に有効な働きかけをすることが重要です。次のような点について確認しましょう。

【欠席1日目】保護者から連絡があっても、放課後等には電話をしてみましょう

- 朝、欠席の連絡があっても、放課後に電話をして児童生徒の様子を確認している。
- 電話をかける時間やかけ方について、家庭の都合に十分な配慮ができています。
- 心配している気持ちを伝えています。
- 欠席理由がどんな場合にも、勝手な思い込みなどをせずに丁寧に対応しています。
- 翌日の時間割や持ち物等を、担任として責任をもって伝えています。

【欠席2日目】状況に応じて、家庭訪問をして本人や保護者に直接会う必要があります。

- 家庭訪問をする場合、事前に電話をし、家庭の都合の良い時間を確認しています。
- 授業や学級での配付物、翌日の予定や持ち物を知らせる準備をしています。
- 欠席理由を追及するのではなく、心配している気持ちを伝えています。
- 児童生徒や保護者の気持ちを受け止め、安心して話ができる接し方をしています。
- 本人に会えなかったときのために、気持ちのこもった手紙を用意するなどしています。
- 学年主任等に事前連絡と事後報告をしています。

【欠席3日目】チーム支援会議を開き、情報共有し具体的な支援策を検討しましょう。

- 個別の支援のためにチーム支援会議を開き、登校支援計画を検討しています。
 - 継続的にチームでの情報共有する方法等について確認しています。
 - 週に1回程度、チーム支援会議を開き、情報共有と登校支援策の補正等を検討しています。
 - 管理職に指導経過を報告しています。
- ※ 中学校ではスクールカウンセラーと情報共有し、登校支援をすすめていくことも有効です。

登校支援対象者ではない児童生徒で、「保護者から連絡があっても理由がはっきりしていない欠席が続く』場合には、登校支援対象者と同様に捉える必要があります。また、「理由がはっきりしている場合にも電話連絡等の中で、心配な様子が感じられる』場合には、登校支援対象者と同様の対応を進める必要があるかどうかを適切に判断しましょう。

4 教師のためのチェックリスト

緊急支援の判断を的確に

児童生徒がはっきりした理由もなく、突然続けて欠席し始めた場合には、児童生徒の身に危険が迫っている可能性を想定し、次のような点をもとに児童生徒にかかわりのある複数の教職員で緊急度を判断する必要があります。

緊急度を判断する項目例

【欠席が続くまでの児童生徒の学校生活の様子】

- 本人の表情、行動、言葉遣い、服装、持ち物などに変化があった。
- 登下校も含めて、学校内の友人関係に変化があった。
- 学習やその他の活動への意欲に変化があった。

【学校が把握している学校外での交友関係や行動】

- 上級生や他校の生徒と好ましくない交友をする可能性がある。
- 教職員や保護者の知らない少年や成人と行動を共にする可能性がある。
- 本人より年下の児童生徒と頻繁に行動している等の情報を得たことがある。
- 学校外での違法行為や非行行為を把握したことがある。
- 深夜の時間帯に地域で行動しているとの情報を得たことがある。

【学校が把握している家庭の状況】

- 本人が家庭のことなどの話をしたがない様子があった。
- 最近、家族関係等に何らかの変化があった。

【欠席し始める前後の保護者との連絡状況】

- 学校から保護者に連絡を取りにくい状況がある。

【欠席し始めた後の本人の所在の確認】

- 学校の教職員が本人と会えない状況がある。
- 保護者が本人の所在を確認できない状況がある。

上記項目例はあくまでも目安です。収集した様々な情報を総合的に捉え、緊急度を判断しましょう。緊急時において躊躇することは、児童生徒の身を危険にさらす可能性があります。必要に応じて迅速に関係機関と適正な連携を図りましょう。

5 教師のためのチェックリスト

欠席が長期化している児童生徒への支援

すでに欠席が長期に及んでいる児童生徒や保護者の状況は様々ですが、教師が児童生徒や保護者と信頼関係を築き、温かみのある支援を続けることが大切です。すべての教職員が次のような点を確認したうえで、家庭と連携した登校支援をすすめてみましょう。

欠席が長期化している児童生徒への望ましい配慮の項目例 1

【学校全体ですすめる取組】

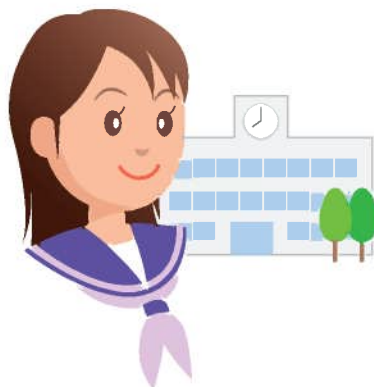
- 学年及び、スクールカウンセラー、教育活動サポーター、特別支援教育サポーター等を含む学校全体の教職員で、児童生徒の情報を共有している。
- 登校支援会議やチーム支援会議を行い、支援の方向性について協議、検討を行っている。
- 児童生徒や保護者への支援を記録している。
- 児童生徒が登校した際、教室以外の居場所と対応する人材が学校内に確保されている。

【年度当初の支援について】

- 担任として家庭訪問し、児童生徒や保護者との関係づくりをスタートさせている。
- 教科書、副教材、生徒手帳（中学校）その他の配付物等を渡している。
- 学校の年間予定、時間割、教科担当者名などを伝えている。
- 児童生徒や保護者が学校にどのような支援を求めているかの把握に努めている。
- 諸会費（PTA 会費、学年費、生徒会費等）や諸経費（教材費、給食費、積立金等）の納入について、保護者に十分な説明をして了解を得ている。

【学級での日常的な配慮について】

- 児童生徒が学級の一員として班や係などに所属している。
- 班名簿、係活動などの学級掲示物に児童生徒の名前が掲載されている。
- 児童生徒の机、椅子、下足箱、ロッカーなどがいつでも使える状態にしてある。
- 児童生徒が教室に入りやすいように座席の位置を配慮している。
- 日ごろから、児童が登校した際に、教室に入りやすい温かな学級の雰囲気をつくろうと心がけている。
- 学級での児童生徒の状況等の伝え方を、本人や保護者と相談して決めている。



本編 14～16 ページ参照

欠席が長期化している児童生徒への望ましい配慮の項目例 2

【継続的に行う支援について】

- 学校便りや学級通信、月予定などを家庭に届け、学校・学級の様子を伝えている。
- 児童生徒や保護者の負担にならないような頻度や方法で、直接的な関わりをもっている。
- 家庭訪問する場合には事前に訪問する時間等を家庭に伝えている。
- 児童生徒が学校に来られそうな機会（行事等）に参加できるような配慮をしている。
- 児童生徒の興味・関心、好きなことを把握し、良好な関係づくりに努めている。
- 懇談会、各種説明会、個人面談や家庭訪問などの情報を、随時家庭に知らせている。
- 個人面談を他の児童生徒と同じ時期に実施している。
- 学習プリントや教材を、随時家庭に届けている。
- 健康診断の実施やその後の受診について十分に説明をしている。
- 教育相談センター、適応指導教室、相談指導学級、その他の居場所や支援機関や「インターネット電子問題集」の利用について必要に応じて紹介している。

以下は主に中学校、高等学校

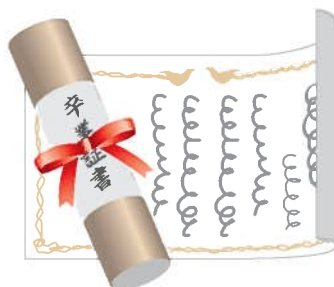
- 進学等に向けた相談や指導（面接シートや面接練習などを含む）を行っている。
- 定期テストの範囲表を届け、学習の方法や受験時の配慮について相談をしている。
- 定期テスト等を受験しやすい別室受験等の環境づくりに配慮している。

【年度末に向けての支援について】

- 次年度の学級編成に向け、児童生徒や保護者の意向を把握するように努めている。
- 卒業後の進路について、日頃から児童生徒や保護者との相談の機会を設けている。
- 卒業アルバム・文集、卒業式参加などについて、児童生徒や保護者の意向を確認している。

中学校卒業後の進路選択に向けて児童生徒や保護者に提供する情報例

- 「神奈川県公立高等学校入学者選抜募集案内」
- 「学校説明会」「不登校相談会・進路情報説明会」のお知らせ
- 「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」に関する説明
- 就学援助制度等の経済的な支援制度に関する説明
- 全日制・定時制・通信制等の特色や、サポート校、専修学校等の説明 等



本編 14～16 ページ参照

6

教師のためのチェックリスト

教育相談で児童生徒や保護者の思いに寄り添う

教育相談は、教師が児童生徒や保護者の悩みや不安に耳を傾け、児童生徒が抱える様々な課題を解決していくためのきっかけとして大切な時間です。児童生徒や保護者の話を傾聴し「児童生徒や保護者とのより好ましい関係づくり」につなげていくために、次のような点を確認しましょう。

教育相談を効果的にすすめるための項目例

※ 相談者とは「児童生徒や保護者」を示しています。

【教育相談の前の環境づくり等について】

- すべての児童生徒や保護者との個別の教育相談や家庭訪問の機会を設定している。
- 校内で研修を実施するなどして、「相談者の話を傾聴する」という姿勢で臨んでいる。
- 相談者が話しやすくなるような座席の配置等を工夫している。
- アンケートを実施するなどして、事前に児童生徒の生活や学習等の状況を把握している。
- 休み時間に教室に残るなどして、相談しやすい雰囲気づくりをすすめている。

【教育相談中には】

- 相談者が自身の言葉で気持ちを表せるような問いかけを心がけている。
- 「あいづち」「うなずき」「繰り返し」を用い、相談者が話し続けやすいよう応じている。
- 相談者の話す「間」「トーン」「速度」に合わせて相談をすすめている。
- 「沈黙」の時間を相談者の思考する時間として「待つこと」を意識している。
- 相談者が自ら課題を解決する力を引き出せるように心がけている。
- 相談者が上手く表現できない場合、代わりに言語化して心の整理を手伝っている。
- 腕組みや足を組むなどで威圧的な印象を与えないように心がけている。
- 教師自身のことについて指摘があった場合に、真摯に受け止めている。
- 継続相談が必要な場合に次回の約束をしている。
- 相談者から即答が難しい質問があった場合は、後日丁寧に答えている。

【教育相談の後に】

- 相談者との約束を守っている。
- 相談内容次第で、他の教職員や保護者と連携を図り、具体的な支援につなげている。

※ 相談内容は秘密保持が原則ですが、内容によっては一人の教師が抱え込むことのないようにする必要があります。相談者に承諾を得るなどして慎重に取り扱しましょう。



円滑に相談をすすめるための言葉かけの例

【相談の始まりは】

いきなり話を始めるのではなく、来てくれたことを歓迎し、相談者の心をほぐすような言葉をかけましょう。



【傾聴 受容】

相談者の話を遮らずに、丁寧に相手の話と気持ちに寄り添いましょう。



【繰り返し】

相談者の特に感情を表す言葉を繰り返すことで、気持ちを受け止めていることを伝えましょう。



【明確化】

相談者がうまく表現できないことを言語化して心の整理を手伝いましょう。



【質問】

話を明確化するとき、気持ちを代弁するような質問をしましょう。



【自己解決を促す】

相談者が、自らの課題と向き合えるような言葉をかけましょう。



児童生徒の登校支援に関する相談機関等

全国共通ダイヤル

◇ 24 時間子供 SOS ダイヤル 0570-0-78310

川崎市教育委員会事務局

総合教育センター教育相談センター

学校へ行きたがらない子どもについて、電話での相談や心理臨床相談員との来所での相談を行っています。また、家に閉じこもりがちになっていたり、家庭で相談をしたりしたい場合には、不登校家庭訪問相談もあります。

◇ 来所面接相談（予約制）

塚越相談室 044-541-3633（平日 9：00～17：00）

溝口相談室 044-844-3700（平日 9：00～17：00）

◇ 24 時間子供 SOS 電話相談 044-522-3293（毎日）

◇ 一般電話相談

塚越相談室 044-541-3633（毎日 9：00～18：00）

溝口相談室 044-844-3700（平日 9：00～16：30）

◇ 子ども電話相談 044-844-6700（平日 9：00～16：30）

◇ 不登校家庭訪問相談 044-522-3534（平日 9：00～17：00）

学校教育部指導課（平日 9：00～17：00）

◇ 教育相談室 044-200-3288～3289

学校教育部 区・教育担当（平日 8：30～17：15）

スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の諸問題の解決に向け、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援していく役割（チーム体制の構築、ケース会議の実施、教職員等への研修など）を持っており、区・教育担当のもとに配置しています。学校が保護者と合意した上で管理職から各区・教育担当へ派遣要請をします。

◇ 川崎区 044-201-3325 ◇ 幸 区 044-511-7205 ◇ 中原区 044-722-8095 ◇ 高津区 044-861-5624

◇ 宮前区 044-888-4035 ◇ 多摩区 044-935-3795 ◇ 麻生区 044-951-1405

川崎市児童相談所（平日 8：30～17：00）

子どもたちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関。原則として 0 歳～18 歳未満の子どもに関する相談を受け、一緒に問題解決の方法を考えます。子ども自身からの相談も受け付けます。

【相談内容】

- ・家庭の事情（保護者の病気や経済的な理由など）で子どもの養育ができない。
- ・行動や性格が気になる、または虐待が疑われる子どもがいる。
- ・子どもをひどく怒ってしまったり、叩いたりしてしまう。
- ・盗み、家出、夜遊び、暴力など非行傾向があってどう対応してよいかわからない。 等

◇ こども家庭センター（川崎区・幸区・中原区） 044-542-1234

◇ 中部児童相談所（高津区・宮前区） 044-877-8111

◇ 北部児童相談所（多摩区・麻生区） 044-931-4300

区役所保健福祉センター 児童家庭課（平日 8：30～17：15）

児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもの養育・成長発達・不登校に関する相談を来所や電話で受け付けています。また、生活一般についての相談も受け付けています。必要に応じて専門機関も紹介します。

◇川崎区役所 044-201-3214

◇大師支所保健福祉ステーション児童家庭係 044-271-0150 ◇田島支所保健福祉ステーション児童家庭係 044-322-1999

◇幸区役所 044-556-6693 ◇中原区役所 044-744-3279 ◇高津区役所 044-861-3315

◇宮前区役所 044-856-3308 ◇多摩区役所 044-935-3101 ◇麻生区役所 044-965-5234

川崎市精神保健福祉センター こころの電話相談 044-246-6742（平日 9：00～21：00）

こころの健康の保持増進、精神保健福祉に関する活動を中心に推進する機関です。ひきこもり・思春期相談担当では、明らかな精神疾患によるものではない「ひきこもり」状態、いわゆる「社会的ひきこもり」でお悩みの、市内在住 18歳以上のご本人やご家族の方への支援を行っています。

川崎市発達相談支援センター 044-223-3304（平日 9：00～17：00）

発達障害やその疑いのある方の心身の健康に関する相談や家庭生活や社会生活での困りごと、就労等についての相談を受け付けています。

川崎市児童・青少年電話相談 044-542-1567（平日 9：00～20：00）

川崎いのちの電話 044-733-4343（毎日 24 時間）

川崎市人権オンブズパーソン 子どもあんしんダイヤル 0120-813-887

（月・水・金 13：00～19：00 土 9：00～15：00）

かわさきチャイルドライン 0120-874-262（水 16：00～21：00）

神奈川県警察本部少年相談・保護センター 川崎方面事務所 044-549-8105

（平日 8：30～17：15 土日祝・夜間は留守番電話）

専門の相談員が少年（20歳未満）の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を保護者や学校関係者から受け、その立ち直りを支援しています。

【相談内容】

・帰宅が遅い、夜遊び、無断外泊、家出・金銭持ち出し、万引き・喫煙、飲酒・家庭内暴力・薬物・友人関係・暴力・無断欠席、早退・いじめ・犯罪被害・携帯電話等のサイトや SNS で知り合った人と会う 等

神奈川県立青少年サポートセンター 青少年サポートプラザ 045-242-8201

（9：00～12：00、13：00～16：00 年末年始と月曜日を除く）



学校以外の「居場所」「学びの場」等

ゆうゆう広場（適応指導教室） 044-814-0778（平日 9：30～16：00）

少人数での創作、体験活動（工作・美術・家庭科・調理・スポーツ等）、ふれあい活動（話し合い、卓球等）や学習活動等を通して、子どもたちが心のエネルギーを蓄え、学校や社会復帰への活動をしています。市内 6 か所あり、地理的条件等を考慮して選択できます。

- ◇ゆうゆう広場みゆき
- ◇ゆうゆう広場さいわい
- ◇ゆうゆう広場なかはら
- ◇ゆうゆう広場たかつ
- ◇ゆうゆう広場たま
- ◇ゆうゆう広場あさお

相談指導学級

心因性の不登校生徒に対して、生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導を行うとともに、集団活動等を通して人間関係の改善や自立心の確立を目指し、情緒の安定を図ることで、在籍校への復帰や社会生活への適応を目指しています。原則として入級する前に、1 週間程度の仮通級を行い、その後の支援を相談します。臨港中学校・西中原中学校に設置しています。入級時に学籍を移します。

- ◇臨港中学校 044-333-5537
- ◇西中原中学校 044-766-2225

NPO 法人 教育活動総合サポートセンター 044-877-0553（平日 10：00～17：00）

勉強についていけない子ども、学校へ行きたくても行けずに悩んでいる子ども達に学ぶ場・活動の場・憩いの場・相談、進路指導の場を提供するため、公立学校で退職した教職員を中心に教員を目指している大学生とともに、学校復帰、社会復帰を目的に、心のケアを図りながら、各教科の学習等の支援を行っています。川崎区（旭町）、高津区（宮ノ下）、宮前区（南野川）にあります。

- ◇こどもサポート旭町
- ◇こどもサポート宮ノ下
- ◇こどもサポート南野川

NPO 法人 フリースペースたまりば

川崎市子ども夢パーク「フリースペースえん」 044-850-2055

（平日 10：30～18：00 ただし火は 14：00 まで）

日本では珍しい公設民営のフリースペースです。不登校・引きこもり・非行・いじめなどに関する本人・家族からの電話相談、来所相談（要予約）を通して、川崎市子ども夢パークを活動拠点とし、「自分で決めるプログラム」から学校外での多様な学びや育ちを保障する居場所の運営を行っています。

参考文献・刊行物

- ・「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q & A」平成 24 年 6 月
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・「生徒指導提要」平成 22 年 3 月 文部科学省
- ・「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」平成 24 年 3 月 神奈川県立総合教育センター
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」平成 20 年 6 月 神奈川県教育委員会
- ・「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして ～不登校の現状と対策～」平成 20 年 2 月 川崎市教育委員会
- ・「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざしてⅢ ～不登校の現状と対策～」平成 23 年 10 月 川崎市教育委員会

**一人ひとりの子どもを
大切に作る学校をめざして**

[VIII]

～子どもたちの登校をささえるために～

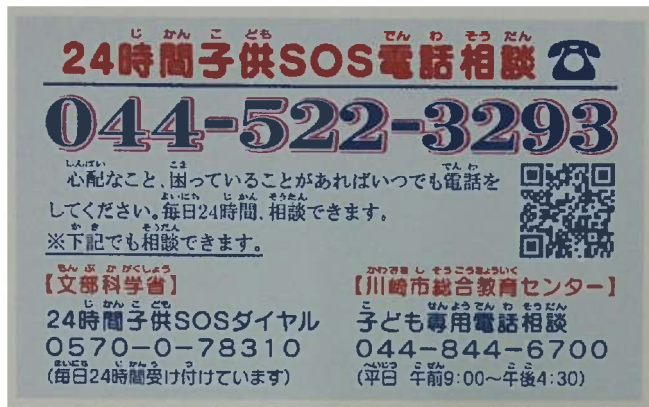
発行年月 平成27年10月
編集・発行 川崎市教育委員会

24時間子供SOS電話相談カードの 市立学校児童生徒への配付について

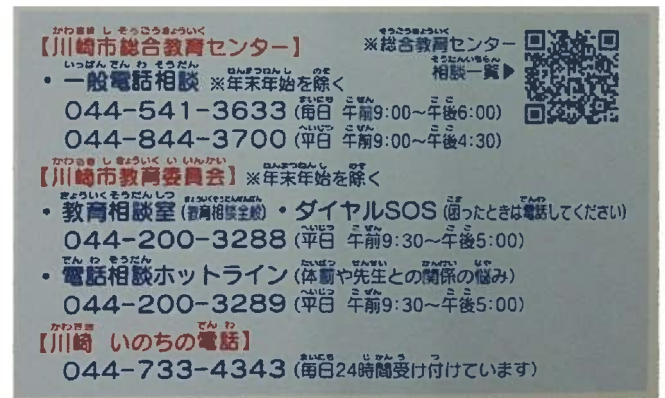
中学生死亡事件に係る市内対策会議報告書におきまして、市立中学校の生徒に対する相談窓口として、「24時間いじめ相談ダイヤル」の認知度が高いことが、報告されております。このことから、毎年配付している「相談窓口紹介カード」に、今年度は新たにQRコードを掲載し、子供達が日頃使用している携帯電話やスマートフォンへ簡単に電話番号等を登録する事で、より相談しやすくなるようにいたしました。また、本市におきましては「24時間子供SOS電話相談」への連絡で、緊急と判断される場合には、対応できる体制も整えました。

なお、文部科学省から、昨年度まで実施していた「24時間いじめ相談ダイヤル」について、今年度から「24時間子供SOSダイヤル」に改編するとの通知がなされました。

配付物 24時間子供SOS電話相談カード



<表面>



<裏面>

配付対象 市立学校児童生徒 約10,6000人

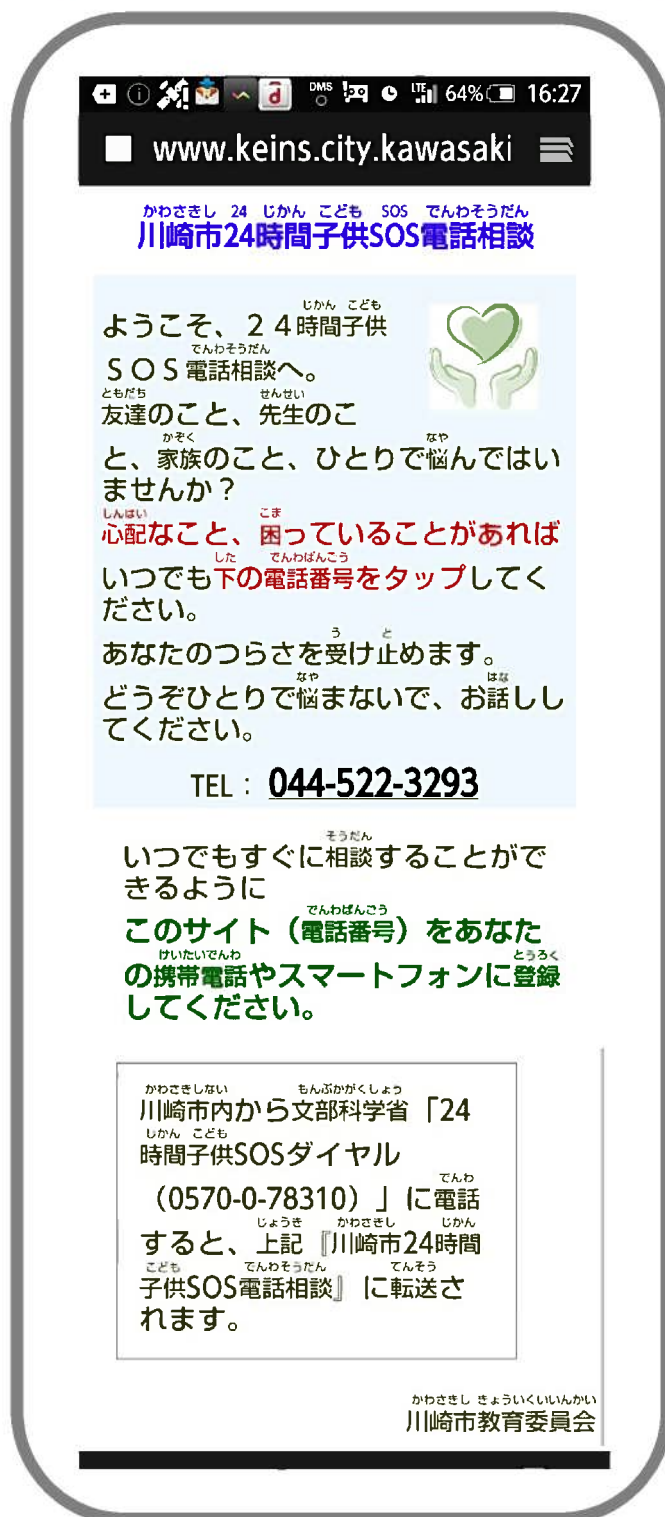
配付時期 11月上旬

担当 川崎市教育委員会
川崎市総合教育センター
教育相談センター
電話 044-866-6701

裏面あり

川崎市24時間子供SOS電話相談へのアクセスについて

- QRコードを携帯電話やスマートフォンで読み取ります。
- 携帯電話やスマートフォンのディスプレイに表示された、URLをクリックすると次のような画面が表示されます。

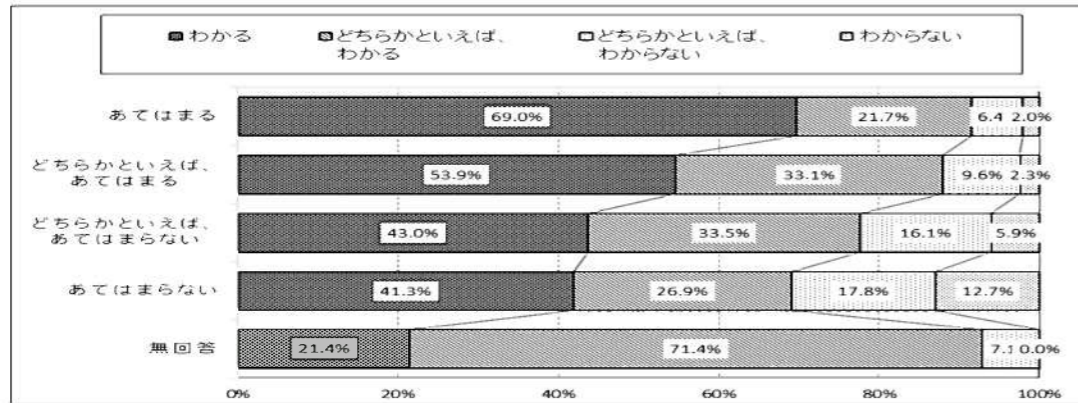


算数の理解度と自尊意識・将来に関する意識等とのクロス集計

【問 12】算数の授業は、よくわかりますか。

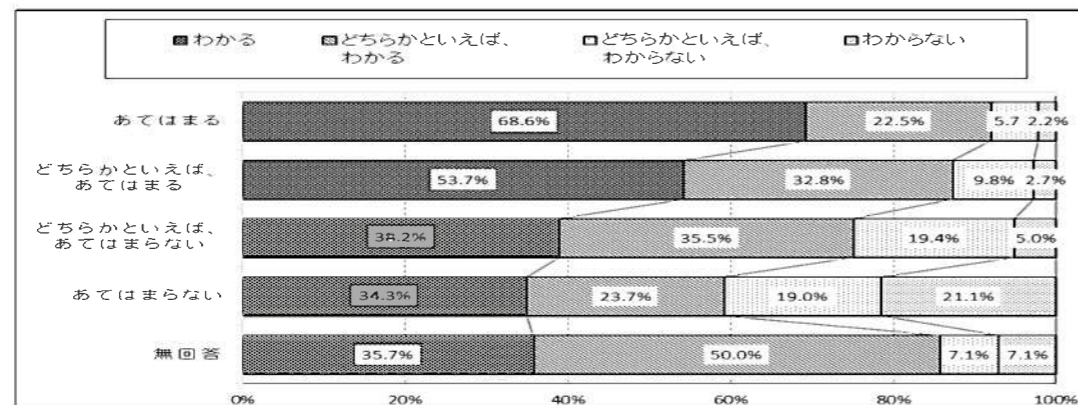
【問 32】自分には、よいところがあると思いますか。

1. 算数の理解度【問 12】×自分にはよいところがあるか【問 32】



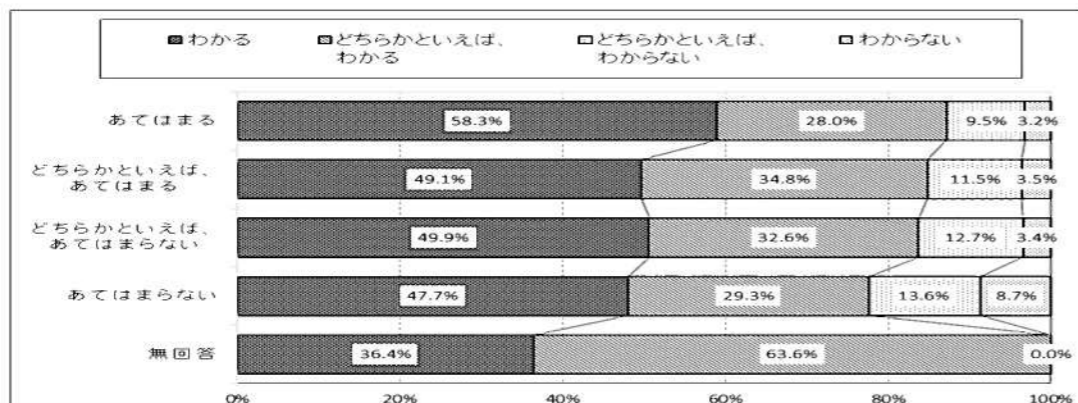
【問 33】難しいところでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか。

2. 算数の理解度【問 12】×失敗を恐れなくて挑戦しているか【問 33】



【問 34】将来の夢や希望を持っていますか。

3. 算数の理解度【問 12】×将来の夢や目標を持っているか【問 34】



算数調査問題より

量と測定 11 (1) 約 150 cm² の面積のものを選ぶ

11 次の問題に答えましょう。

(1) 約 150 cm² の面積のものはどれですか。答えは 1～4 から 1 つ選んで、その番号を書きましょう。

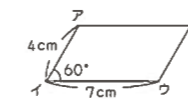
- 1 52円切手 1まいの面積
 - 2 はがきの面積
 - 3 算数の教科書の面積
 - 4 教室のゆかの面積
- 平成 25 年度から 3 年続けて同じ問題を出題

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1	3.2%	3.1%	3.5%
2	22.5% (正答)	21.4% (正答)	27.2% (正答)
3	47.3%	47.0%	45.8%
4	24.0%	25.3%	20.4%

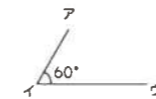
参考：平成 26 年度、25 年の結果

図形 12 平行四辺形の作図に使われている特徴を判断する

12 下の平行四辺形アイエをかきます。

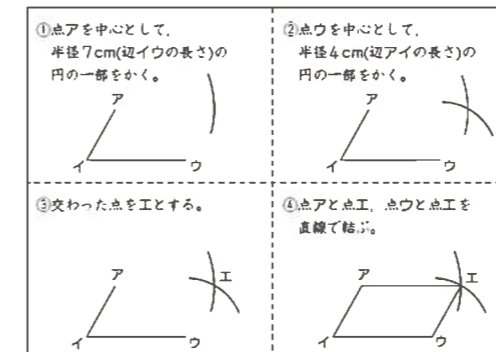


まず、辺アイとイウをかきました。



次に下のかき方で平行四辺形をかきます。

コンパスを使ったかき方



左のコンパスを使ったかき方は、平行四辺形のどの特ちょうを使っていますか。答えは 1～4 から 1 つ選んで、その番号を書きましょう。

平行四辺形は、

- 1 向かい合っている辺が平行である。
- 2 向かい合っている辺の長さが等しい。
- 3 向かい合っている角の大きさが等しい。
- 4 2本の対角線がそれぞれ真ん中の点で交わる。

- 1 30.2%
- 2 32.3% (正答)
- 3 16.6%
- 4 14.3%

参考：平成 26 年の結果
平行四辺形をコンパスで作図する問題
正答率 74.5%

川崎市の子どもたちの学習状況（平成27年度 全国学力・学習状況調査より）

■ 1. 当てはまる ■ 2. どちらかといえば、当てはまる ■ 3. どちらかといえば、当てはまらない ■ 4. 当てはまらない □ その他 □ 無回答

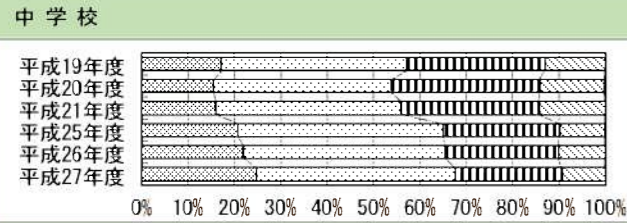
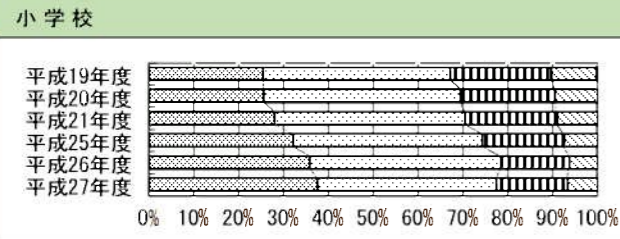
平均正答率の全国との比較

		小学校					
		国語		算数		理科	
		A	B	A	B	知識	活用
H27年度	川崎市	69.2	67.1	75.8	48.4	59.4	62.2
	全国	70.0	65.4	75.2	45.0	61.3	60.5
H26年度	川崎市	73.2	57.6	79.1	60.9		
	全国	72.9	55.5	78.1	58.2		
H25年度	川崎市	62.7	52.5	78.1	61.3		
	全国	62.7	49.4	77.2	58.4		
H21年度	川崎市	69.9	53.5	79.7	57.7		
	全国	69.9	50.5	78.7	54.8		
H20年度	川崎市	67.1	53.7	72.5	55.0		
	全国	65.4	50.5	72.2	51.6		
H19年度	川崎市	81.7	66.0	81.1	64.3		
	全国	81.7	62.0	82.1	63.6		

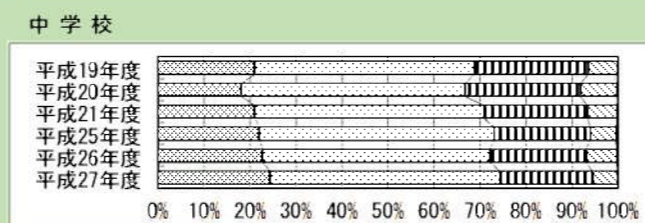
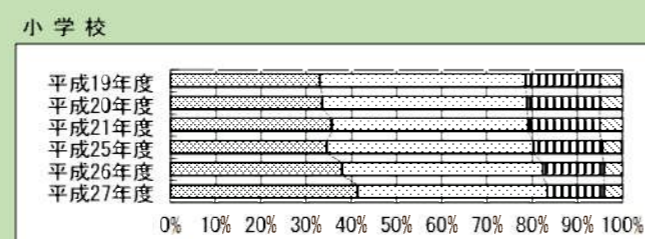
		中学校					
		国語		算数		理科	
		A	B	A	B	知識	活用
H27年度	川崎市	76.7	68.1	65.8	44.2	62.1	49.7
	全国	75.8	65.8	64.4	41.6	63.8	48.8
H26年度	川崎市	80.6	52.6	67.9	61.5		
	全国	79.4	51.0	67.4	59.8		
H25年度	川崎市	77.2	70.4	64.4	42.7		
	全国	76.4	67.4	63.7	41.5		
H21年度	川崎市	76.4	74.0	61.7	57.2		
	全国	77.0	74.5	62.7	56.9		
H20年度	川崎市	73.4	61.7	61.9	47.7		
	全国	73.6	60.8	63.1	49.2		
H19年度	川崎市	82.2	72.0	70.0	60.6		
	全国	81.6	72.0	71.9	60.6		

太字は1ポイント以上高い
斜体は1ポイント以上低い

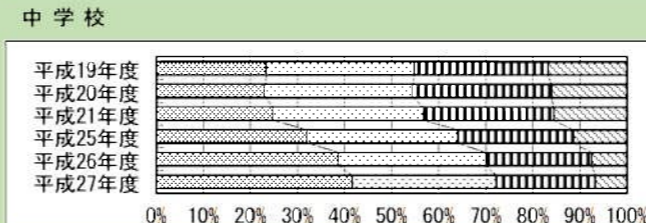
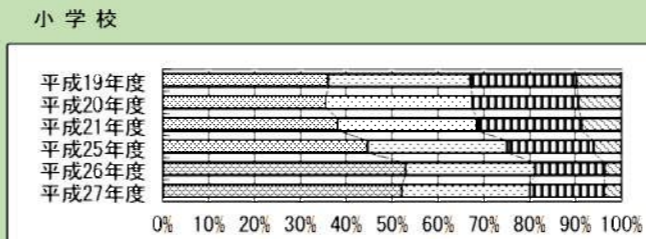
自分にはよいところがあると思う



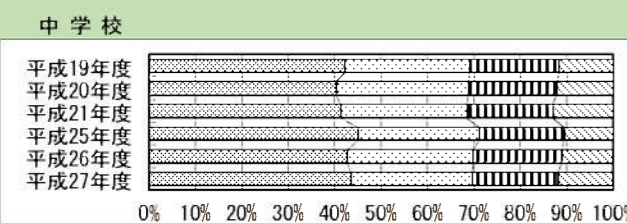
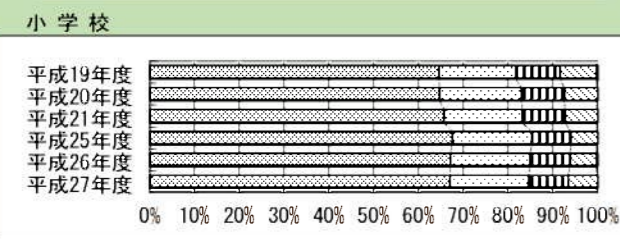
国語の授業の内容はよく分かりますか



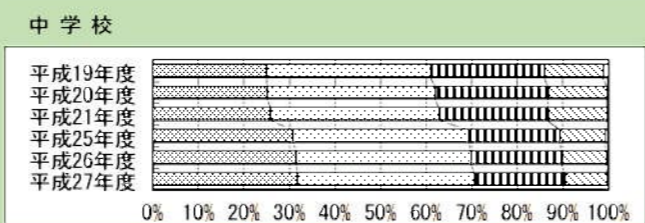
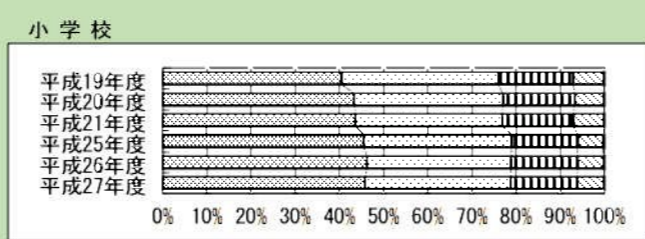
家の人と学校での出来事について話をしますか



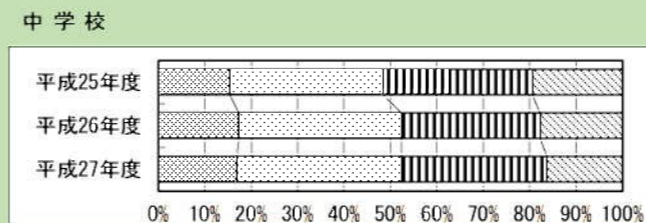
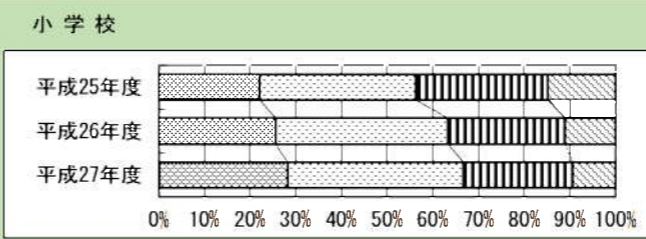
将来の夢や目標を持っていますか



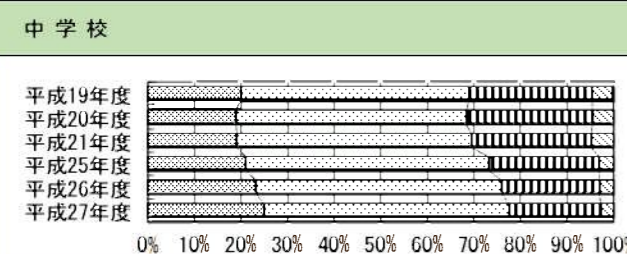
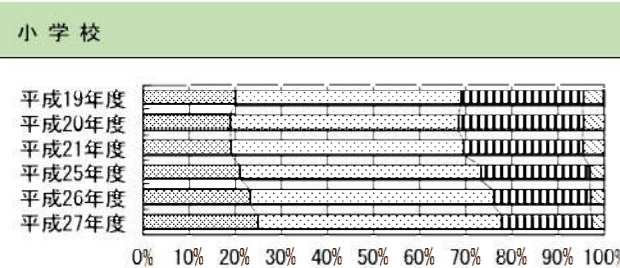
算数の授業の内容はよく分かりますか



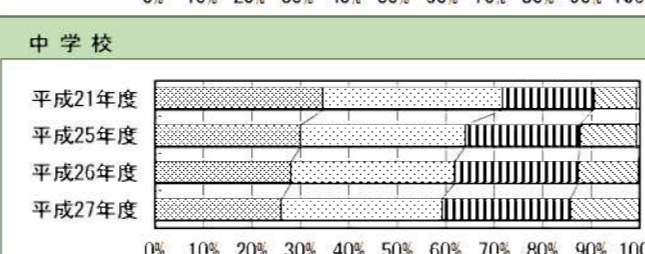
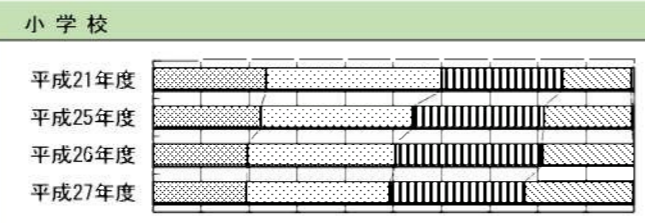
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか



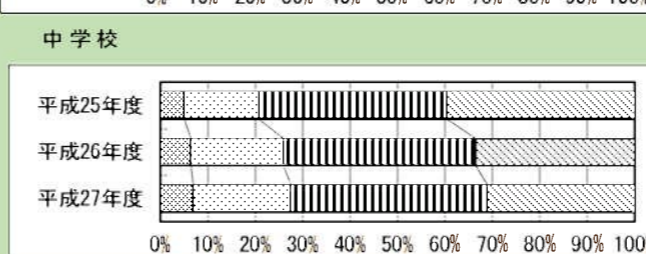
難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか



学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思う



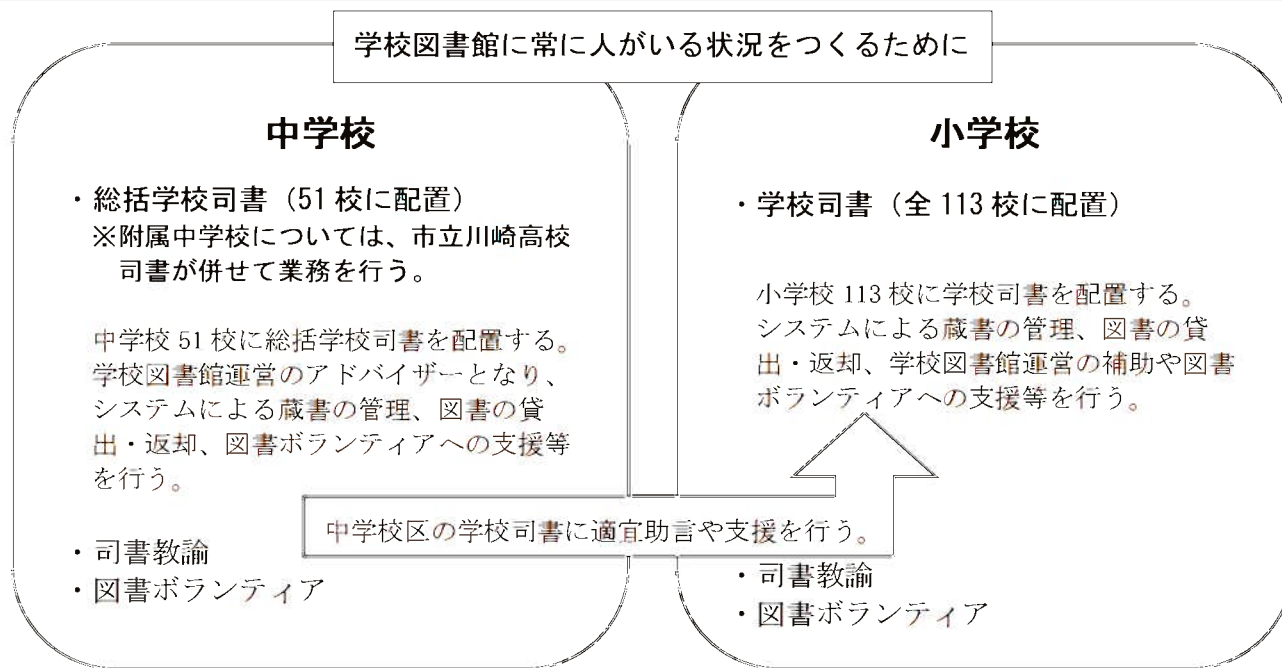
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある



川崎市立小学校・中学校の学校図書館における学校司書について

本市がめざす総括学校司書・学校司書の在り方

各学校の教育課程の中で、司書教諭が作る学校図書館運営計画に基づいて、学校図書館の経営を行い、総括学校司書や学校司書が支援し、図書ボランティアと協力しながら子どもたちの読書活動の充実を図る。



平成 27 年第 4 回川崎市議会定例会 請願第 8 号

【要旨】

- 1 本市では、平成 27 年 4 月から小学校図書館に 7 人の学校司書が配置されましたが、その内容は長年私たちが要望してきたものとは大きく異なるものでした。「専任、専門、かつ常勤の学校司書」への改善を強く求めます。
- 2 モデル校の学校司書を「専任、専門、かつ常勤の学校司書」に内容を改善した後に検証を行い、その上で市立小学校・中学校全校の学校図書館に内容の充実した専任、専門かつ常勤の学校司書配置が計画されることを望みます。
- 3 現在策定中の教育大綱に、本市の教育における学校図書館と学校司書についての今後の構想が明記されるよう働きかけてください。

【過去の請願】

平成 24 年度

請願第 43 号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願

平成 26 年度

請願第 82 号 川崎市の全小学校・中学校の学校図書館に専任、専門かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願

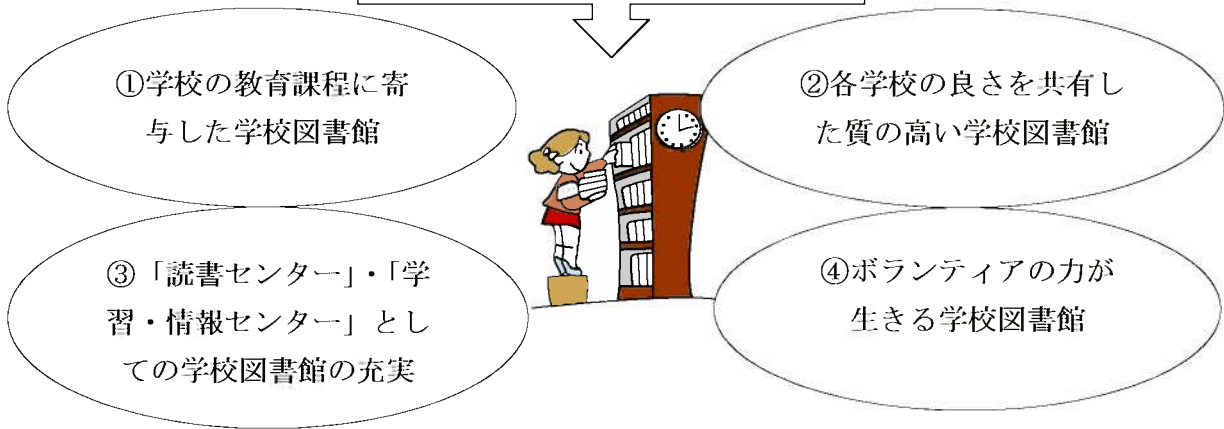
1 本市が理想とする学校図書館への取組

●第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」～抜粋～（平成27年4月1日施行）

基本政策Ⅱ 施策2. 豊かな心の育成

「子どもが読書に親しみ、夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え健やかに生きる力を育むことが出来るよう、学校司書の適正配置を進めるとともに、図書担当教諭や学校図書ボランティアの質的向上を図るための研修の実施など、学校図書館の充実を図ります。」

本市が理想とする学校図書館



2 本市のこれまでの学校図書館の現状

【司書教諭】

- 平成9年の学校図書館法一部改正により司書教諭を平成15年度以降、12学級以上の学校には置かなければならないとなる。
- 本市では、12学級以上の学校全てに配置している。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務を掌り、学校図書館運営全体計画や図書の選定・整理の計画立案をする。
- 司書教諭の資格は、司書教諭の講習（5科目10単位）を終了した者。
- 資質の向上のため、年間2回の図書担当者連絡会に出席する。



【総括学校司書】（巡回型学校司書）

- 司書、司書補、司書教諭等の有資格者公募により採用（市非常勤職員）
- 学校を巡回、図書の選定・環境整備、図書館総合システムに関わる支援
- 平成 16 年度から学校図書館コーディネーターの名称で配置をはじめ、段階的に増員、現在各区 3 名体制で市内 21 名が活動
- 平成 27 年度から「学校図書館法の一部を改正する法律」施行により、名称を「総括学校司書」に改める
- 年 6 回の研修、年 2 回の図書担当者連絡会に参加する
- 週 2 日 1 日 6.5 時間勤務月額 78,600 円

【学校図書ボランティア】

- 延べ 4,200 名（H26）の図書ボランティアが登録、主に学校の保護者（PTA）や、地域の方で構成
- 小全 113 校・中 14 校・特 2 校で活動
- 本の読み聞かせや、図書の貸出、返却図書館の装飾等、環境整備に協力
- 昨年度TVK「LOVEかわさき」の番組でボランティアの組織的な活動や工夫した取組を放映
- 各区の総括学校司書が企画運営する図書ボランティア研修会や全市の図書ボランティア研修会に参加する
- 何人かのボランティアでシフトを組み、交代で活動

3 学校司書配置モデル事業にいたるまでの経過

学校図書館コーディネーター（総括学校司書） 配置事業

- 平成 16 年度 各区 1 名配置（市内 7 名）
- 平成 17 年度 各区 2 名配置（市内 14 名）
- 平成 21 年度 各区 3 名配置（市内 21 名）

学校司書の配置に関する請願

- 平成 24 年度 請願第 43 号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願
- 平成 26 年度 請願第 82 号 川崎市の全小・中学校の学校図書館に専任、専門かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願

学校図書館に常に人がいることを検討

平成 27 年度学校司書配置モデル事業

総括学校司書に加えて各区 1 校（全市 7 名）学校司書を配置

【学校司書】

- 「専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）」を各区 1 校に配置
- 学校図書館運営、総合システムによる蔵書の管理の補助、ボランティアの統括等
- 資格は問わず、校長から推薦を受け、教育委員会が認めたものが活動
- 司書教諭や図書担当教諭と相談し、学習に必要な図書の選書や配置を行う
- 年 4 回の研修と年 2 回の図書担当者連絡会に参加

○1 回 3 時間 3,000 円の報償費、年間 150 回配置（参考資料「学校司書来校日年間計画」参照）

※この条件については、図書館資料整備・人材の配置についての地方財政措置による「学校司書配置 1 週あたり 30 時間、おおむね 2 校に 1 名程度可能な規模」という国の制度設計に即したものである。



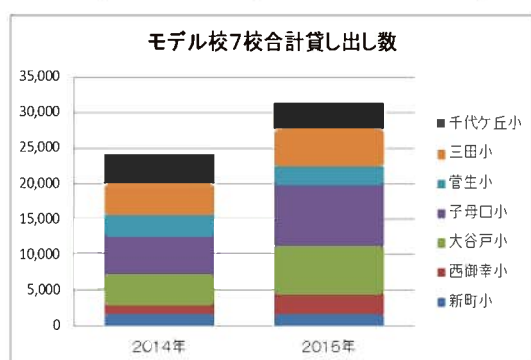
4 学校司書モデル校の様子（経過報告）

- 新町小学校（川崎区）＜図書担当教諭の声＞
 - ・学校司書と一緒に書架の配置替えができ、図書館全体が明るい印象になり好評である。
- 大谷戸小学校（中原区）＜校長の声＞
 - ・授業で使う学習資料など、よく揃えてくれていて助かっている。授業時の調べ学習の時など、図書館にいてくれるので児童や先生のニーズに応じてもらっている。
- 菅生小学校（宮前区）＜学校司書の声＞
 - ・図書委員会の活動にも関わらせてもらっている。先生と相談しながら図書館運営に取り組めることは、やりがいがある。
- 千代ヶ丘小学校（麻生区）＜学校司書の声＞
 - ・ボランティアの時は、本をどこに返すのかを聞かれたが、今は「昆虫の本はどこですか」等、本の具体的な内容のことを聞かれるので児童の変化が見られて嬉しい。
- 西御幸小学校（幸区）＜学校司書の声＞
 - ・図書委員会と、中休み時間にオリジナルのしおり作りを呼びかけたところ、たくさんの児童が集まった。それをきっかけに2年生がよく来るようになった。
- 子母口小学校（高津区）＜校長の声＞
 - ・950人の児童がいる中で、学校司書がいる時間が多いため、安心して図書館に来られるようになった。今後、合築予定の東橋中学校のボランティアさん等との連携にも期待できる。
- 三田小学校（多摩区）＜校長の声＞
 - ・今まで図書館に鍵をかけていたが、学校司書がいるので、開館時間が増え児童がよく通うようになった。



5 学校司書モデル校検証の方法

- 児童へのアンケート 年3回
(読書の傾向・図書室の利用・1ヶ月の読書量・1週間の図書館利用回数等)
- 学校司書の活動報告 年3回
(おおよその来館児童数・授業中の利用数・図書の貸出冊数・活動の状況報告等)
- 区・教育担当指導主事、「読書のまち・かわさき」推進事業担当職員による訪問 年3回
(校長・学校司書・司書教諭に聞き取り)



平成26年度4月～7月7校合計貸出冊数
24,024冊

平成27年度4月～7月7校合計貸出冊数
31,150冊

前年同期比 $31,150 \div 24,024 = 1.296 \dots$

平成26年と平成27年4月～7月の比較
⇒昨年度の約1.3倍

関連法規の抜粋

●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」～抜粋～（平成 27 年 4 月 1 日施行）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知) ～抜粋～

(平成 27 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号 文部科学省初等中等教育局長)

第三 大綱の策定について 2 留意事項 (1)①

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

第三 大綱の策定について 2 留意事項 (3)①

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

●第 2 次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」(平成 27 年 4 月 1 日施行)

教育施策を総合的かつ計画的に推進し、プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後3年間(平成 27 年度から 29 年度までの)取組内容を8の基本政策、18の施策、53の事務事業に体系的に整理した「第1期実施計画」を策定した。

・基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

施策2 豊かな心の育成

子どもが読書に親しみ、夢や想像を広げ、完成や表現力を高め、自ら考え健やかに生きる力をはぐくむことができるよう、学校司書の適正配置を進めるとともに、図書担当教諭や学校図書館ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、学校図書館の充実を図ります。

・事務事業

事務事業名	現状	事業計画		
		H27	H28	H29
読書のまち・かわさき推進事業 ●子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書等の配置を含めた読書環境の整備を推進します。	●学校図書館コーディネーター*各区3名の配置(21名) ●学校司書の配置の検討 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の実施	●総括学校司書(学校図書館コーディネーター)の配置(21名) ●学校司書のモデル配置(7校) ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進	●総括学校司書(学校図書館コーディネーター)の適正配置 ●学校司書のモデル配置	→ → →